

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
東京国道事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 8 東京国道管内道路情報表示設備設置工事
工事地名	東京都港区白金台1丁目 外2箇所

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 6月	12) 設 計 年 月	令和 8年 4月
2) 事務所名	東京国道事務所 防災情報課	13) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	2026061004	14) 単価適用年月	2026年 7月
4) 契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	15) 歩掛適用年月	2026年 7月
5) 変更回数	0回	16) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	道路維持工事	17) 前請負代金額	0
7) 工 事 量		18) 調 整 区 分	0
8) 工 期	200日間 自 令和 8年 9月 1日 (当初) 至 令和 9年 3月19日 (0回変更) 至 年 月 日	19) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	東京都	20) 現場管理費対象額	
10) 地 区	東京17区	21) 一般管理費等対象額	
11) 河川・路線	一般国道1号	22) 処 分 費 等	0
		23) 公 告 日	令和 8年 6月 9日
		24) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目：	2) 目：	3) 目の細分：	4) 事業名：

設計内訳書

工事名	R 8 東京国道管内道路情報表示設備設置工事 (当初)					事業区分	電気通信設備		
						工事区分	通信設備(機器単体)		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
通信設備(機器単体) (白金)		式	1		20,028,000				
道路情報表示設備		式	1		20,028,000				
道路情報表示装置		式	1		20,028,000				
道路情報表示板	HLM3表示板	面	1	19,200,000	19,200,000			単-1号	
表示装置用機側操作盤		面	1	273,000	273,000			単-2号	
光成端箱		組	1	51,000	51,000			単-3号	
光伝送装置		組	1	504,000	504,000			単-4号	
機器単体費		式	1		20,028,000				
通信設備 (白金)(夜間)		式	1		1,982,796				
道路情報表示設備工		式	1		1,610,136				
道路情報表示装置設置工		式	1		1,434,700				
道路情報表示板設置	HLM3型	面	1	254,700	254,700			単-5号	

設計内訳書

工事名	R 8 東京国道管内道路情報表示設備設置工事 (当初)					事業区分	電気通信設備		
						工事区分	通信設備(機器単体)		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
情報板取付金具		組	1	1,180,000	1,180,000			単-6号	
道路情報表示装置撤去工		式	1		175,436				
道路情報表示板撤去	III3型	面	1	161,200	161,200			単-7号	
耐雷トランス撤去		台	1	6,622	6,622			単-8号	
通線用プルボックス撤去		個	1	7,614	7,614			単-9号	
工場製品輸送工		式	1		25,260				
輸送工		式	1		25,260				
輸送(電気)	機器輸送費	式	1		25,260			内-1号	
仮設工		式	1		347,400				
交通管理工		式	1		347,400				
交通誘導警備員		人日	1	347,400	347,400			単-10号	
直接工事費		式	1		1,982,796				

設計内訳書

工事名	R 8 東京国道管内道路情報表示設備設置工事 (当初)					事業区分	電気通信設備		
						工事区分	通信設備(機器単体)		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
共通仮設費		式	1		440,310				
共通仮設費		式	1		68,310				
技術管理費		式	1		68,310				
道路施設基本データ作成費		式	1	64,230	64,230			単-11号	
電気通信施設資産管理用データ作成費用		式	1		4,080			内-2号	
共通仮設費（率計上）		式	1		372,000				
純工事費		式	1		2,423,106				
現場管理費		式	1		881,000				
機器間接費		式	1		3,163,000				
技術者間接費		式	1		81,000				
機器管理費		式	1		3,082,000				
工事原価		式	1		19,076,698				

設計内訳書

工事名	R 8 東京国道管内道路情報表示設備設置工事 (当初)					事業区分	電気通信設備		
						工事区分	通信設備(機器単体)		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
通信設備(機器単体) (東向島)		式	1		19,473,000				
道路情報表示設備		式	1		19,473,000				
道路情報表示装置		式	1		19,473,000				
道路情報表示板	HLM3表示板	面	1	19,200,000	19,200,000			単-1号	
表示装置用機側操作盤		面	1	273,000	273,000			単-2号	
機器単体費		式	1		19,473,000				
通信設備 (東向島)(夜間)		式	1		1,982,796				
道路情報表示設備工		式	1		1,610,136				
道路情報表示装置設置工		式	1		1,434,700				
道路情報表示板設置	HLM3型	面	1	254,700	254,700			単-3号	
情報板取付金具		組	1	1,180,000	1,180,000			単-4号	
道路情報表示装置撤去工		式	1		175,436				

設計内訳書

工事名	R 8 東京国道管内道路情報表示設備設置工事 (当初)					事業区分	電気通信設備		
						工事区分	通信設備(機器単体)		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
道路情報表示板撤去	HL3型	面	1	161,200	161,200			単-5号	
耐雷トランス撤去		台	1	6,622	6,622			単-6号	
通線用プルボックス撤去		個	1	7,614	7,614			単-7号	
工場製品輸送工		式	1		25,260				
輸送工		式	1		25,260				
輸送(電気)	機器輸送費	式	1		25,260			内-1号	
仮設工		式	1		347,400				
交通管理工		式	1		347,400				
交通誘導警備員		人日	1	347,400	347,400			単-8号	
直接工事費		式	1		1,982,796				
共通仮設費		式	1		372,000				
共通仮設費 (率計上)		式	1		372,000				

設計内訳書

工事名	R 8 東京国道管内道路情報表示設備設置工事 (当初)					事業区分	電気通信設備		
						工事区分	通信設備(機器単体)		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
純工事費		式	1		2,354,796				
現場管理費		式	1		832,000				
機器間接費		式	1		3,118,000				
技術者間接費		式	1		81,000				
機器管理費		式	1		3,037,000				
工事原価		式	1		6,304,796				

設計内訳書

工事名	R 8 東京国道管内道路情報表示設備設置工事 (当初)					事業区分	電気通信設備		
						工事区分	通信設備(機器単体)		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
通信設備(機器単体) (東小松川)		式	1		19,473,000				
道路情報表示設備		式	1		19,473,000				
道路情報表示装置		式	1		19,473,000				
道路情報表示板	HLM3表示板	面	1	19,200,000	19,200,000			単-1号	
表示装置用機側操作盤		面	1	273,000	273,000			単-2号	
機器単体費		式	1		19,473,000				
通信設備 (東小松川)(夜間)		式	1		1,982,796				
道路情報表示設備工		式	1		1,610,136				
道路情報表示装置設置工		式	1		1,434,700				
道路情報表示板設置	HLM3型	面	1	254,700	254,700			単-3号	
情報板取付金具		組	1	1,180,000	1,180,000			単-4号	
道路情報表示装置撤去工		式	1		175,436				

設計内訳書

工事名	R 8 東京国道管内道路情報表示設備設置工事 (当初)					事業区分	電気通信設備		
						工事区分	通信設備(機器単体)		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
道路情報表示板撤去	HL3型	面	1	161,200	161,200			単-5号	
耐雷トランス撤去		台	1	6,622	6,622			単-6号	
通線用プルボックス撤去		個	1	7,614	7,614			単-7号	
工場製品輸送工		式	1		25,260				
輸送工		式	1		25,260				
輸送(電気)	機器輸送費	式	1		25,260			内-1号	
仮設工		式	1		347,400				
交通管理工		式	1		347,400				
交通誘導警備員		人日	1	347,400	347,400			単-8号	
直接工事費		式	1		1,982,796				
共通仮設費		式	1		372,000				
共通仮設費 (率計上)		式	1		372,000				

設計内訳書

工事名	R 8 東京国道管内道路情報表示設備設置工事 (当初)					事業区分	電気通信設備		
						工事区分	通信設備(機器単体)		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
純工事費		式	1		2,354,796				
現場管理費		式	1		832,000				
機器間接費		式	1		3,118,000				
技術者間接費		式	1		81,000				
機器管理費		式	1		3,037,000				
工事原価		式	1		6,304,796				

一式当たり内訳書

[東京都港区白金台1丁目 外2箇所]

電気通信施設資産管理用データ作成費用
第 2号内訳書

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
電気通信施設資産管理用データ作成費用		シート	3	1,360	4,080			
合 計					4,080			

一式当たり内訳書

[東京都港区白金台1丁目 外2箇所]

輸送(電気)
第 1号内訳書

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 500-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
輸送費 (電気)	25260円/台	台	1	25, 260	25, 260			
合 計					25, 260			

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.000-00000002000	
単一1号	道路情報表示板	HLM3表示板	単位	面	数量	1	単価	19,200,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費（面）		19200000円/面 機器製作及び据付・調整を行う	面	1	19,200,000	19,200,000		
計						19,200,000		
単価						19,200,000	円／面	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.000-00000002000	
単一2号	表示装置用機側操作盤		単位	面	数量	1	単価	273,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費（面）		273000円/面 機器製作及び据付・調整を行う	面	1	273,000	273,000		
計						273,000		
単価						273,000	円／面	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.000-00000002000	
単一3号	光成端箱		単位	組	数量	1	単価	51,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費（組）		51000円/組 機器製作及び据付・調整を行う	組	1	51,000	51,000		
計						51,000		
単価						51,000	円／組	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.000-00000002000	
単一4号	光伝送装置		単位	組	数量	1	単価	504,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費（組）		504000円/組 機器製作及び据付・調整を行う	組	1	504,000	504,000		
計						504,000		
単価						504,000	円／組	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.000-00000002000	
単一5号	道路情報表示板設置	HLM3型	単位	面	数量	1	単価	254,700
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
道路情報表示装置据付（表示機）		表示機 NHL3形 HLM3形 新設 補正なし 割増あり 1.3無	面	1	153,100	153,100		
道路情報表示装置調整（表示機）		表示機 NHL3形 HLM3形 補正なし	面	1	101,600	101,600		
計						254,700		
単価						254,700	円／面	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.000-00000002000	
単一6号	情報板取付金具		単位	組	数量	1	単価	1,180,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
鋼構造製作物（組）		1180000円／組	組	1	1,180,000	1,180,000		
計						1,180,000		
単価						1,180,000	円／組	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.000-00000002000	
単一7号	道路情報表示板撤去	HL3型	単位	面	数量	1	単価	161,200
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
道路情報表示装置据付（表示機）		表示機 HL3形 撤去（不使用） 補正なし 割増あり 1.3無	面	1	161,200	161,200		
計						161,200		
単価						161,200	円／面	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.000-00000002000	
単一8号	耐雷トランス撤去		単位	台	数量	1	単価	6,622
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
耐雷トランス据付		5kVA以下 撤去（不使用） 補正なし	台	1	6,622	6,622		
計						6,622		
単価						6,622	円／台	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.000-00000002000	
単-9号	通線用ブルボックス撤去		単位	個	数量	1	単価	7,614
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ブルボックス設置		各種 撤去(不使用) 22cm 11cm 26cm	個	1	7,614	7,614		
計						7,614		
単価						7,614	円／個	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.000-00000002000	
単-10号	交通誘導警備員		単位	人日	数量	1	単価	347,400
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員A			人日	4	30,750	123,000		
交通誘導警備員B			人日	8	28,050	224,400		
計						347,400		
単価						347,400	円／人日	

1 次単価表

[illegible]

参考資料（1）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.000-00000002000	
	機器単体費（面）	19200000円/面 機器製作及び据付・調整を行う	単位	面	数量	1	単価	19,200,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費			面	1	19,200,000	19,200,000		
計						19,200,000		
単価						19,200,000	円／面	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.000-00000002000	
	機器単体費（面）	273000円/面 機器製作及び据付・調整を行う	単位	面	数量	1	単価	273,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費			面	1	273,000	273,000		
計						273,000		
単価						273,000	円／面	

参考資料（1）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.000-00000002500	
	機器単体費（組）	51000円/組 機器製作及び据付・調整を行う	単位	組	数量	1	単価	51,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費			組	1	51,000	51,000		
計						51,000		
単価						51,000	円／組	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.000-00000002000	
	機器単体費（組）	504000円/組 機器製作及び据付・調整を行う	単位	組	数量	1	単価	504,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費			組	1	504,000	504,000		
計						504,000		
単価						504,000	円／組	

参考資料（1）

参考資料（1）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.000-00000002500
	道路情報表示装置据付（表示機）	表示機 NHL3形 HLM3形 新設 補正なし 割増あり 1.3無	単位	面	数量	1	単価 153,100
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電気通信技術者		人	0.5	60,750	30,375		
電工		人	1.5	51,450	77,175		
普通作業員		人	1	40,500	40,500		
ラフテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕	最大吊上能力16t吊	日	0.08	62,920	5,033		
諸雑費（まるめ）		式	1		17		
計					153,100		
単価					153,100	円／面	

参考資料（1）

参考資料（1）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.000-00000002500
	道路情報表示装置調整（表示機）	表示機 NHL3形 HLM3形 補正なし	単位	面	数量	1	単価 101,600
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	電気通信技術者		人	1	60,750	60,750	
	電気通信技術員		人	1	40,800	40,800	
	諸雑費（まるめ）		式	1		50	
	計					101,600	
	単価					101,600	円／面

参考資料（1）

参考資料（1）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.000-00000002500	
	道路情報表示装置据付（表示機）	表示機 HL3形 撤去(不使用) 補正なし 割増あり 1.3無	単位	面	数量	1	単価	161,200
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
電気通信技術者		人	0.25	60,750	15,187			
電工		人	2	51,450	102,900			
普通作業員		人	1	40,500	40,500			
ラフテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕	最大吊上能力16t吊	日	0.04	62,920	2,516			
諸雑費（まるめ）		式	1		97			
計					161,200			
単価					161,200	円／面		

参考資料（1）

参考資料（1）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.000-00000002500	
	耐雷トランス据付	5kVA以下 撤去(不使用) 補正なし	単位	台	数量	1	単価	6,622
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
普通作業員		人	0.1	40,500	4,050			
電工		人	0.05	51,450	2,572			
諸雑費（まるめ）		式	1		0			
計					6,622			
単価					6,622	円／台		

参考資料（1）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.000-00000002500	
	ブルボックス設置	各種 撤去(不使用) 22cm 11cm 26cm	単位	個	数量	1	単価	7,614
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	0.148	51,450	7,614		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						7,614		
単価						7,614	円／個	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.000-00000002000	
	輸送費（電気）	25260円/台	単位	台	数量	1	単価	25,260
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
貨物自動車運送料金（電気）			台	1	25,260	25,260		
計						25,260		
単価						25,260	円／台	

参考資料（1）

参考資料（1）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.000-00000002500	
	交通誘導警備員A		単位	人日	数量	1	単価	30,750
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員A			人	1	30,750	30,750		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						30,750		
単価						30,750	円／人日	

参考資料（1）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.000-00000002500	
	交通誘導警備員B		単位	人日	数量	1	単価	28,050
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人	1	28,050	28,050		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						28,050		
単価						28,050	円／人日	

参考資料（1）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00000002000

	電気通信施設資産管理用データ作成費用		単位	シート	数量	1	単価	1,360
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	電気通信技術員		人	0.05	27,200	1,360		
	計					1,360		
	単価					1,360	円／シート	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 500-00000002000	
単一1号	道路情報表示板	HLM3表示板	単位	面	数量	1	単価	19, 200, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費（面）		19200000円/面 機器製作及び据付・調整を行う	面	1	19, 200, 000	19, 200, 000		
計						19, 200, 000		
単価						19, 200, 000	円／面	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 500-00000002000	
単一2号	表示装置用機側操作盤		単位	面	数量	1	単価	273, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費（面）		273000円/面 機器製作及び据付・調整を行う	面	1	273, 000	273, 000		
計						273, 000		
単価						273, 000	円／面	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 500-00000002000	
単一3号	道路情報表示板設置	HLM3型	単位	面	数量	1	単価	254, 700
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
道路情報表示装置据付（表示機）		表示機 NHL3形 HLM3形 新設 補正なし 割増あり 1. 3無	面	1	153, 100	153, 100		
道路情報表示装置調整（表示機）		表示機 NHL3形 HLM3形 補正なし	面	1	101, 600	101, 600		
計						254, 700		
単価						254, 700	円／面	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 500-00000002000	
単一4号	情報板取付金具		単位	組	数量	1	単価	1, 180, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
鋼構造製作物（組）		1180000円／組	組	1	1, 180, 000	1, 180, 000		
計						1, 180, 000		
単価						1, 180, 000	円／組	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.500-00000002000	
単-5号	道路情報表示板撤去	HL3型	単位	面	数量	1	単価	161,200
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
道路情報表示装置据付（表示機）		表示機 HL3形 撤去（不使用） 補正なし 割増あり 1.3無	面	1	161,200	161,200		
計						161,200		
単価						161,200	円／面	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.500-00000002000	
単-6号	耐雷トランス撤去		単位	台	数量	1	単価	6,622
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
耐雷トランス据付		5kVA以下 撤去（不使用） 補正なし	台	1	6,622	6,622		
計						6,622		
単価						6,622	円／台	

1次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.500-00000002000	
単-7号	通線用ブルボックス撤去		単位	個	数量	1	単価	7,614
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ブルボックス設置		各種 撤去(不使用) 22cm 11cm 26cm	個	1	7,614	7,614		
計						7,614		
単価						7,614	円/個	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.500-00000002000	
単-8号	交通誘導警備員		単位	人日	数量	1	単価	347,400
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員A			人日	4	30,750	123,000		
交通誘導警備員B			人日	8	28,050	224,400		
計						347,400		
単価						347,400	円/人日	

参考資料（1）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.500-00000002000	
	機器単体費（面）	19200000円/面 機器製作及び据付・調整を行う	単位	面	数量	1	単価	19,200,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費			面	1	19,200,000	19,200,000		
計						19,200,000		
単価						19,200,000	円／面	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.500-00000002000	
	機器単体費（面）	273000円/面 機器製作及び据付・調整を行う	単位	面	数量	1	単価	273,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費			面	1	273,000	273,000		
計						273,000		
単価						273,000	円／面	

参考資料（1）

参考資料（1）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.500-00000002000
	道路情報表示装置据付（表示機）	表示機 NHL3形 HLM3形 新設 補正なし 割増あり 1.3無	単位	面	数量	1	単価 153,100
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	電気通信技術者		人	0.5	60,750	30,375	
	電工		人	1.5	51,450	77,175	
	普通作業員		人	1	40,500	40,500	
	ラフテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕	最大吊上能力16t吊	日	0.08	62,920	5,033	
	諸雑費（まるめ）		式	1		17	
	計					153,100	
	単価					153,100	円／面

参考資料（1）

参考資料（1）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.500-00000002000
	道路情報表示装置調整（表示機）	表示機 NHL3形 HLM3形 補正なし	単位	面	数量	1	単価 101,600
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	電気通信技術者		人	1	60,750	60,750	
	電気通信技術員		人	1	40,800	40,800	
	諸雑費（まるめ）		式	1		50	
	計					101,600	
	単価					101,600	円／面

参考資料 (1)

單價使用年月	2026.07
步掛使用年月	2026.07
勞務調整係數	1.500-00000002000

[illegible]

参考資料（1）

参考資料（1）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.500-00000002000
	道路情報表示装置据付（表示機）	表示機 HL3形 撤去(不使用) 補正なし 割増あり 1.3無	単位	面	数量	1	単価 161,200
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電気通信技術者		人	0.25	60,750	15,187		
電工		人	2	51,450	102,900		
普通作業員		人	1	40,500	40,500		
ラフテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕	最大吊上能力16t吊	日	0.04	62,920	2,516		
諸雑費（まるめ）		式	1		97		
計					161,200		
単価					161,200	円／面	

参考資料（1）

参考資料（1）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.500-00000002000	
	耐雷トランス据付	5kVA以下 撤去(不使用) 補正なし	単位	台	数量	1	単価	6,622
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
普通作業員		人	0.1	40,500	4,050			
電工		人	0.05	51,450	2,572			
諸雑費（まるめ）		式	1		0			
計					6,622			
単価					6,622	円／台		

参考資料（1）

参考資料（1）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.500-00000002000	
	ブルボックス設置	各種 撤去(不使用) 22cm 11cm 26cm	単位	個	数量	1	単価	7,614
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	0.148	51,450	7,614		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						7,614		
単価						7,614	円／個	

参考資料（1）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.500-00000002000	
	輸送費（電気）	25260円/台	単位	台	数量	1	単価	25,260
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
貨物自動車運送料金（電気）			台	1	25,260	25,260		
計						25,260		
単価						25,260	円／台	

参考資料（1）

参考資料（1）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.500-00000002000	
	交通誘導警備員A		単位	人日	数量	1	単価	30,750
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員A			人	1	30,750	30,750		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						30,750		
単価						30,750	円／人日	

参考資料（1）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.500-00000002000	
	交通誘導警備員B		単位	人日	数量	1	単価	28,050
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人	1	28,050	28,050		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						28,050		
単価						28,050	円／人日	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 500-00000002000	
単一1号	道路情報表示板	HLM3表示板	単位	面	数量	1	単価	19, 200, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費（面）		19200000円/面 機器製作及び据付・調整を行う	面	1	19, 200, 000	19, 200, 000		
計						19, 200, 000		
単価						19, 200, 000	円／面	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 500-00000002000	
単一2号	表示装置用機側操作盤		単位	面	数量	1	単価	273, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費（面）		273000円/面 機器製作及び据付・調整を行う	面	1	273, 000	273, 000		
計						273, 000		
単価						273, 000	円／面	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 500-00000002000	
単一3号	道路情報表示板設置	HLM3型	単位	面	数量	1	単価	254, 700
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
道路情報表示装置据付（表示機）		表示機 NHL3形 HLM3形 新設 補正なし 割増あり 1. 3無	面	1	153, 100	153, 100		
道路情報表示装置調整（表示機）		表示機 NHL3形 HLM3形 補正なし	面	1	101, 600	101, 600		
計						254, 700		
単価						254, 700	円／面	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 500-00000002000	
単一4号	情報板取付金具		単位	組	数量	1	単価	1, 180, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
鋼構造製作物（組）		1180000円／組	組	1	1, 180, 000	1, 180, 000		
計						1, 180, 000		
単価						1, 180, 000	円／組	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.500-00000002000	
単一5号	道路情報表示板撤去	HL3型	単位	面	数量	1	単価	161,200
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
道路情報表示装置据付（表示機）		表示機 HL3形 撤去（不使用）補正なし 割増あり 1.3無	面	1	161,200	161,200		
計						161,200		
単価						161,200	円／面	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.500-00000002000	
単一6号	耐雷トランス撤去		単位	台	数量	1	単価	6,622
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
耐雷トランス据付		5kVA以下 撤去（不使用）補正なし	台	1	6,622	6,622		
計						6,622		
単価						6,622	円／台	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.500-00000002000	
単-7号	通線用ブルボックス撤去		単位	個	数量	1	単価	7,614
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ブルボックス設置		各種 撤去(不使用) 22cm 11cm 26cm	個	1	7,614	7,614		
計						7,614		
単価						7,614	円／個	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.500-00000002000	
単-8号	交通誘導警備員		単位	人日	数量	1	単価	347,400
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員A			人日	4	30,750	123,000		
交通誘導警備員B			人日	8	28,050	224,400		
計						347,400		
単価						347,400	円／人日	

参考資料（1）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.500-00000002000	
	機器単体費（面）	19200000円/面 機器製作及び据付・調整を行う	単位	面	数量	1	単価	19,200,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費			面	1	19,200,000	19,200,000		
計						19,200,000		
単価						19,200,000	円／面	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.500-00000002000	
	機器単体費（面）	273000円/面 機器製作及び据付・調整を行う	単位	面	数量	1	単価	273,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費			面	1	273,000	273,000		
計						273,000		
単価						273,000	円／面	

参考資料（1）

参考資料（1）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.500-00000002000
	道路情報表示装置据付（表示機）	表示機 NHL3形 HLM3形 新設 補正なし 割増あり 1.3無	単位	面	数量	1	単価 153,100
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	電気通信技術者		人	0.5	60,750	30,375	
	電工		人	1.5	51,450	77,175	
	普通作業員		人	1	40,500	40,500	
	ラフテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕	最大吊上能力16t吊	日	0.08	62,920	5,033	
	諸雑費（まるめ）		式	1		17	
	計					153,100	
	単価					153,100	円／面

参考資料（1）

参考資料（1）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.500-00000002000
	道路情報表示装置調整（表示機）	表示機 NHL3形 HLM3形 補正なし	単位	面	数量	1	単価 101,600
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
電気通信技術者			人	1	60,750	60,750	
電気通信技術員			人	1	40,800	40,800	
諸雑費（まるめ）			式	1		50	
計						101,600	
単価						101,600	円／面

参考資料（1）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.500-00000002000	
	鋼構造製作物（組）	1180000円/組	単位	組	数量	1	単価	1,180,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
鋼構造製作物			組	1	1,180,000	1,180,000		
計						1,180,000		
単価						1,180,000	円／組	

参考資料（1）

参考資料（1）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.500-00000002000
	道路情報表示装置据付（表示機）	表示機 HL3形 撤去(不使用) 補正なし 割増あり 1.3無	単位	面	数量	1	単価 161,200
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電気通信技術者		人	0.25	60,750	15,187		
電工		人	2	51,450	102,900		
普通作業員		人	1	40,500	40,500		
ラフテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕	最大吊上能力16t吊	日	0.04	62,920	2,516		
諸雑費（まるめ）		式	1		97		
計					161,200		
単価					161,200	円／面	

参考資料（1）

参考資料（1）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.500-00000002000	
	耐雷トランス据付	5kVA以下 撤去(不使用) 補正なし	単位	台	数量	1	単価	6,622
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
普通作業員		人	0.1	40,500	4,050			
電工		人	0.05	51,450	2,572			
諸雑費（まるめ）		式	1		0			
計					6,622			
単価					6,622	円／台		

参考資料（1）

参考資料（1）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.500-00000002000	
	ブルボックス設置	各種 撤去(不使用) 22cm 11cm 26cm	単位	個	数量	1	単価	7,614
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	0.148	51,450	7,614		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						7,614		
単価						7,614	円／個	

参考資料（1）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.500-00000002000	
	輸送費（電気）	25260円/台	単位	台	数量	1	単価	25,260
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
貨物自動車運送料金（電気）			台	1	25,260	25,260		
計						25,260		
単価						25,260	円／台	

参考資料（1）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.500-00000002000	
	交通誘導警備員A		単位	人日	数量	1	単価	30,750
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員A			人	1	30,750	30,750		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						30,750		
単価						30,750	円／人日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.500-00000002000	
	交通誘導警備員B		単位	人日	数量	1	単価	28,050
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人	1	28,050	28,050		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						28,050		
単価						28,050	円／人日	

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 道路維持工事			合算工事： 0			
対象工事費	5,948,388	直接工事費	5,948,388	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事 0
非対象額計（一）		3,615,780				
管理費区分1		0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2，7		0	（工場原価）			
管理費区分5		3,540,000	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9		75,780	（間接費非対象額）			
管理費区分T		0	（全処分費等のうち3 %または3 0 0 0 万円を超える額）			
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		2,332,608		現工事	0	合算工事 0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		2,332,608			0	0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		22.67 %			0 %	
施工地域等補正		2	ICT施工補正		1	
率（補正後）		45.34 %				
計上額		1,057,000			0	0
比較結果						
	当該追加工事	A				
	0	0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	0	直接工事費	5,948,388		
非対象額計（一）	3,615,780				
管理費区分1	0	（橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	3,540,000	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	75,780	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支給品（+）	0				
無償貸付機械評価額（+）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地				
率（補正後）	0 %				
計上額	0		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	68,310				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	68,310
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					1,125,310

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 道路維持工事			合算工事： 0			
対象工事費	1,982,796	直接工事費	1,982,796	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事 0
非対象額計（一）		1,205,260				
管理費区分1		0	（橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2、7		0	（工場原価）			
管理費区分5		1,180,000	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9		25,260	（間接費非対象額）			
管理費区分T		0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額 支給品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		777,536	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		777,536		0		0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		23.94 %		0 %		
施工地域等補正		2	ICT施工補正	1		
率（補正後）		47.88 %				
計上額		372,000		0		0
比較結果						
	当該追加工事	A				
	0	0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	0	直接工事費	1,982,796		
非対象額計（一）	1,205,260				
管理費区分1	0	（橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	1,180,000	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	25,260	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支給品（+）	0				
無償貸付機械評価額（+）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地				
率（補正後）	0 %				
計上額	0		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	68,310				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	68,310
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					440,310

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 道路維持工事			合算工事： 0			
対象工事費	1,982,796	直接工事費	1,982,796	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事 0
非対象額計（一）		1,205,260				
管理費区分1		0	（橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2、7		0	（工場原価）			
管理費区分5		1,180,000	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9		25,260	（間接費非対象額）			
管理費区分T		0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額 支給品（+）		0				
無償貸付機械評価額（+）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		777,536	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		777,536		0		0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		23.94 %		0 %		
施工地域等補正		2	ICT施工補正	1		
率（補正後）		47.88 %				
計上額		372,000		0		0
比較結果						
	当該追加工事	A				
	0	0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	0	直接工事費	1,982,796		
非対象額計（一）	1,205,260				
管理費区分1	0	（橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	1,180,000	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	25,260	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支給品（+）	0				
無償貸付機械評価額（+）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地				
率（補正後）	0 %				
計上額	0		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	0				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					372,000

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 道路維持工事			合算工事： 0			
対象工事費	1,982,796	直接工事費	1,982,796	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事 0
非対象額計（一）		1,205,260				
管理費区分1		0	(橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分2, 7		0	(工場原価)			
管理費区分5		1,180,000	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9		25,260	(間接費非対象額)			
管理費区分T		0	(全処分費等のうち3%または3000万円を超える額)			
対象額 支給品（+）		0				
無償貸付機械評価額（+）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		777,536	現工事		0	合算工事 0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		777,536			0	0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		23.94 %			0 %	
施工地域等補正		2	ICT施工補正		1	
率（補正後）		47.88 %				
計上額		372,000			0	0
比較結果						
当該追加工事		A				
0		0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	0	直接工事費	1,982,796		
非対象額計（一）	1,205,260				
管理費区分1	0	（橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	1,180,000	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	25,260	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支給品（+）	0				
無償貸付機械評価額（+）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地				
率（補正後）	0 %				
計上額	0		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	0				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					372,000

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	7,073,698	単独（追加工事）直接工事費	5,948,388	単独（追加工事）共通仮設費	1,125,310
非対象額計（－）	3,615,780				
管理費区分2，7	0	（工場原価）			
管理費区分5	3,540,000	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	75,780	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	3,457,918	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	3,457,918		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	55.28％		0％		0％
施工地域等補正	1.2				
施工時期補正	0％	熱中症補正	0％	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0％				
砂防・地すべり補正	0％		0％		
率（補正後）	66.34％		0％		
計上額	2,293,000		0		0
			964,220	（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	2,423,106	単独（追加工事）直接工事費	1,982,796	単独（追加工事）共通仮設費	440,310
非対象額計（－）	1,205,260				
管理費区分2，7	0	（工場原価）			
管理費区分5	1,180,000	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	25,260	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	1,217,846	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	1,217,846		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	60.33　％		0　％		0　％
施工地域等補正	1.2				
施工時期補正	0　％	熱中症補正	0　％	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0　％				
砂防・地すべり補正	0　％		0　％		
率（補正後）	72.4　％		0　％		
計上額	881,000		0		0
				（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	2,354,796	単独（追加工事）直接工事費	1,982,796	単独（追加工事）共通仮設費	372,000
非対象額計（－）	1,205,260				
管理費区分2，7	0	（工場原価）			
管理費区分5	1,180,000	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	25,260	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	1,149,536	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	1,149,536		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	60.33　％		0　％		0　％
施工地域等補正	1.2				
施工時期補正	0　％	熱中症補正	0　％	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0　％				
砂防・地すべり補正	0　％		0　％		
率（補正後）	72.4　％		0　％		
計上額	832,000		0		0
				（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	2,354,796	単独（追加工事）直接工事費	1,982,796	単独（追加工事）共通仮設費	372,000
非対象額計（－）	1,205,260				
管理費区分2，7	0	（工場原価）			
管理費区分5	1,180,000	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	25,260	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	1,149,536	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	1,149,536		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	60.33　％		0　％		0　％
施工地域等補正	1.2				
施工時期補正	0　％	熱中症補正	0　％	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0　％				
砂防・地すべり補正	0　％		0　％		
率（補正後）	72.4　％		0　％		
計上額	832,000		0		0
				（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

機器間接費

(1) 技術者間接費

技術者労務費	304,650
電気通信技術者	182,250
電気通信技術員	122,400
技術者間接費率	80 %
技術者間接費	243,720
SI技術者労務費	0
SI電気通信技術者	0
SI電気通信技術員	0
SI技術者間接費率	170 %
SI技術者間接費	0
技術者間接費計上額	243,000

(2) 機器管理費

機器単体費	58,974,000
機器製作及び据付調整を行う場合【補正係数1.0】	58,974,000
機器製作のみ行う場合【補正係数0.5】	0
機器を支給（据付調整のみ）【補正係数0.5】	0
機器管理費対象外	0
機器管理費対象額	58,974,000
機器管理費率（補正前）	9.26 %
補正係数	1
機器管理費率（補正後）	9.26 %
機器管理費計上額	5,460,000
機器間接費計上額	5,703,000

機器間接費

(1) 技術者間接費

技術者労務費	101,550
電気通信技術者	60,750
電気通信技術員	40,800
技術者間接費率	80 %
技術者間接費	81,240
SI技術者労務費	0
SI電気通信技術者	0
SI電気通信技術員	0
SI技術者間接費率	170 %
SI技術者間接費	0
技術者間接費計上額	81,000

(2) 機器管理費

機器単体費	20,028,000
機器製作及び据付調整を行う場合【補正係数1.0】	20,028,000
機器製作のみ行う場合【補正係数0.5】	0
機器を支給（据付調整のみ）【補正係数0.5】	0
機器管理費対象外	0
機器管理費対象額	20,028,000
機器管理費率（補正前）	15.39 %
補正係数	1
機器管理費率（補正後）	15.39 %
機器管理費計上額	3,082,000
機器間接費計上額	3,163,000

機器間接費

(1) 技術者間接費

技術者労務費	101,550
電気通信技術者	60,750
電気通信技術員	40,800
技術者間接費率	80 %
技術者間接費	81,240
SI技術者労務費	0
SI電気通信技術者	0
SI電気通信技術員	0
SI技術者間接費率	170 %
SI技術者間接費	0
技術者間接費計上額	81,000

(2) 機器管理費

機器単体費	19,473,000
機器製作及び据付調整を行う場合【補正係数1.0】	19,473,000
機器製作のみ行う場合【補正係数0.5】	0
機器を支給（据付調整のみ）【補正係数0.5】	0
機器管理費対象外	0
機器管理費対象額	19,473,000
機器管理費率（補正前）	15.6 %
補正係数	1
機器管理費率（補正後）	15.6 %
機器管理費計上額	3,037,000
機器間接費計上額	3,118,000

機器間接費

(1) 技術者間接費

技術者労務費	101,550
電気通信技術者	60,750
電気通信技術員	40,800
技術者間接費率	80 %
技術者間接費	81,240
SI技術者労務費	0
SI電気通信技術者	0
SI電気通信技術員	0
SI技術者間接費率	170 %
SI技術者間接費	0
技術者間接費計上額	81,000

(2) 機器管理費

機器単体費	19,473,000
機器製作及び据付調整を行う場合【補正係数1.0】	19,473,000
機器製作のみ行う場合【補正係数0.5】	0
機器を支給（据付調整のみ）【補正係数0.5】	0
機器管理費対象外	0
機器管理費対象額	19,473,000
機器管理費率（補正前）	15.6 %
補正係数	1
機器管理費率（補正後）	15.6 %
機器管理費計上額	3,037,000
機器間接費計上額	3,118,000

一般管理費等（当初）

事務所名	東京国道事務所 防災情報課	工事番号	2026061004	第 0 回変更
発注年月	令和08年06月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種
				道路維持工事

工事原価	15,069,698				
純工事費	7,073,698	現場管理費	2,293,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
機器間接費	5,703,000	工場製作原価	0		
非対象額計（一）	75,780				
管理費区分9	75,780	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	14,993,918	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	14,993,918	現工事	0	合算工事	0
（調整工事入力で使用）					
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	14,993,918				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	22.64 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	3,399,302				
業務委託料等	0				
調査基準価格	81,565,000				
調査基準価格の100/110	74,150,000	（ 91.04 %）			

R 8 東京国道管内道路情報表示設備設置工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1) 機器単体費	58,974,000
(2) 直接工事費	5,948,388
(3) 共通仮設費	1,184,310
(4) 純工事費	7,132,698

(2) + (3)

(5) 現場管理費	2,545,000
(6) 工期延長等に伴う現場維持等の費用	0
(7) 機器間接費	9,399,000
(8) 工事原価	19,076,698

(4) + (5) + (6) + (7) + (18)

(9') 一般管理費等 (計上額)	3,399,302
(10') その他費目計	0
(11) 業務委託料等	0

(12) 工事価格	81,450,000
-----------	------------

(1) + (8) + (9') + (10') + (11) (万円未満切り捨て)

(18) 工場製作原価 0

((9) 一般管理費等 (計算額) 3,400,620)

(13) 消費税相当額	8,145,000
-------------	-----------

(14) 請負工事費	89,595,000
------------	------------

(12)+(13)

(15) 入札書比較価格	81,450,000
--------------	------------

(請負工事費の100/110)

(16) 調査基準価格	81,565,000
-------------	------------

(17) 調査基準価格の100/110	74,150,000
---------------------	------------

(工事契約：万円未満切り捨て 製造製作契約：円未満切り捨て)

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 8 東京国道管内道路情報表示設備設置工事

国土交通省 関東地方整備局
東京国道事務所 防災情報課

工事数量総括表

工事名	R 8 東京国道管内道路情報表示設備設置工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
通信設備 (機器単体) (白金)		式		1		
道路情報表示設備		式		1		
道路情報表示装置		式		1		
道路情報表示板	HLM3表示板	面		1		
表示装置用機側操作盤		面		1		
光成端箱		組		1		
光伝送装置		組		1		
機器単体費		式		1		
通信設備 (白金) (夜間)		式		1		
道路情報表示設備工		式		1		
道路情報表示装置設置工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 東京国道管内道路情報表示設備設置工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
道路情報表示板設置	HLM3型	面		1		
情報板取付金具		組		1		
道路情報表示装置撤去工		式		1		
道路情報表示板撤去	HL3型	面		1		
耐雷トランス撤去		台		1		
通線用プルボックス撤去		個		1		
工場製品輸送工		式		1		
輸送工		式		1		
輸送(電気)	機器輸送費	式		1		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 東京国道管内道路情報表示設備設置工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
交通誘導警備員		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
技術管理費		式		1		
道路施設基本データ作成費		式		1		
電気通信施設資産管理用データ作成費用		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
機器間接費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 東京国道管内道路情報表示設備設置工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
技術者間接費		式		1		
機器管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 東京国道管内道路情報表示設備設置工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
通信設備 (機器単体) (東向島)		式		1		
道路情報表示設備		式		1		
道路情報表示装置		式		1		
道路情報表示板	HLM3表示板	面		1		
表示装置用機側操作盤		面		1		
機器単体費		式		1		
通信設備 (東向島) (夜間)		式		1		
道路情報表示設備工		式		1		
道路情報表示装置設置工		式		1		
道路情報表示板設置	HLM3型	面		1		
情報板取付金具		組		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 東京国道管内道路情報表示設備設置工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
道路情報表示装置撤去工		式		1		
道路情報表示板撤去	HL3型	面		1		
耐雷トランス撤去		台		1		
通線用プルボックス撤去		個		1		
工場製品輸送工		式		1		
輸送工		式		1		
輸送(電気)	機器輸送費	式		1		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
直接工事費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 東京国道管内道路情報表示設備設置工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
共通仮設費		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
機器間接費		式		1		
技術者間接費		式		1		
機器管理費		式		1		
工事原価		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 東京国道管内道路情報表示設備設置工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
通信設備 (機器単体) (東小松川)		式		1		
道路情報表示設備		式		1		
道路情報表示装置		式		1		
道路情報表示板	HLM3表示板	面		1		
表示装置用機側操作盤		面		1		
機器単体費		式		1		
通信設備 (東小松川) (夜間)		式		1		
道路情報表示設備工		式		1		
道路情報表示装置設置工		式		1		
道路情報表示板設置	HLM3型	面		1		
情報板取付金具		組		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 東京国道管内道路情報表示設備設置工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
道路情報表示装置撤去工		式		1		
道路情報表示板撤去	HL3型	面		1		
耐雷トランス撤去		台		1		
通線用プルボックス撤去		個		1		
工場製品輸送工		式		1		
輸送工		式		1		
輸送(電気)	機器輸送費	式		1		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
直接工事費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 東京国道管内道路情報表示設備設置工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
共通仮設費		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
機器間接費		式		1		
技術者間接費		式		1		
機器管理費		式		1		
工事原価		式		1		

R 8 東京国道管内道路情報表示設備設置工事

特記仕様書

令和 8 年 6 月

国土交通省関東地方整備局

東京国道事務所

第1章総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、電気通信設備工事共通仕様書(令和8年3月改訂) (以下「共通仕様書」という。) という特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。URL<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙ー1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第2条 主任技術者等

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第3条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。
4. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第4条 専任特例2号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（8）の要件を全て満たさなければならない。
 - （1）建設業法第26条第3項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （2）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - （3）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - （4）同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。なお、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設

業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら 複数の工事を一の工事とみなす。）

- (5) 専任特例 2 号の場合の監理技術者が兼務できる工事は関東地方整備局管内（管内境界に接する県の工事の場合は、他地整管内の隣接県も含める）の工事でなければならない。
 - (6) 専任特例 2 号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - (7) 専任特例 2 号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- 2. 現場の安全管理体制について、平成 7 年 4 月 21 日付基発第 267 号の 2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
 - 3. 本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
 - 1) 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）
 - 2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））
 - 3) 専任特例 2 号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINS の写し）
 - 4. 本工事の監理技術者が専任特例 2 号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第 1 項（5）～（8）について施工計画書へ記載し、提出すること。
 - 5. 本工事において、専任特例 2 号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。

第 5 条 現場代理人

現場代理人について工事現場における常駐を要しない期間については、「工事請負契約書の運用基準について」（平成 22 年 9 月 6 日付け国地契第 20 号）による。なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 6 条 設計製作体制等

本工事の設計製作体制等については、受注者自らの体制、ならびに設備の製作を他社に委託する場合の体制を下記の様式に記載し、契約後速やかに監督職員に提出し、完成図書に綴るものとする。

- (1) 設備の製作に係る設計管理、工程管理、検査・試験に関する体制（別紙－ 7）
- (2) 障害時の支援体制、保守部品の供給体制ならびに発注者からの技術的内容についての問

い合わせ対応体制（別紙－８）

第7条 コリنز（CORINS）への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第8条 コリنز（CORINS）への位置情報の入力

共通仕様書 1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点：東京都港区白金台1丁目 緯度 35° 38′ 21″ 経度 139° 43′ 55″

終点：東京都江戸川区松島1丁目 緯度 35° 42′ 9″ 経度 139° 51′ 52″

第9条 コリنز（CORINS）への工事概要の入力

共通仕様書 1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にする

こと。

記載例）
本工事は、白金、東向島及び東小松川に設置されている道路情報表示設備の更新を行うものである。

第10条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会社 ◇◇建設株式会社 印
	2008年度 ★ 優 土木建設省 工事成績優秀企業 認定マーク

注意 1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意 2）所属会社の写真とする。

第11条 調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書

に適用する条項に準じて行うものとする。

2. 予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合には、受注者は下記の調査に協力しなければならない。

- (1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
- (2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事 においては共通費実態調査票)の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
- (3) 工事コスト調査(調査結果でも可)に係わる資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は東京国道事務所のホームページにより公表する。
- (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了した後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

資料名	内容
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－ 1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－ 2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－ 3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－ 4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－ 5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－ 6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－ 7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－ 8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

第 1 2 条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第 8 5 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合には、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第 1 3 条 不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第 1 4 条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル(令和 8 年 3 月)」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド(令和 8 年

3月)」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。

3. 「工事関係書類一覧表」(別紙様式ー15)により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。

また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第15条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版):令和7年3月」によるものとする。

第16条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」(令和7年3月版)に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・ 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 (Rev5.7)
令和7年3月版 国土交通省(国土技術政策総合研究所)
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者(以下「サービス提供者」という。)との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第17条 設計審査会の設置について

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前(準備期間内)に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合(クロスチェック)を実施し、併せて協議資料作成等

の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第 18 条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第 19 条 ワンデーレスポンスについて

1. この工事はワンデーレスポンス対象工事である。
 - ・「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。
2. 受注者は、計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和 5 年 1 2 月）に基づき、取り組むものとする。
5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第 20 条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

- ① 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- ② 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第 21 条 設計変更等

設計変更等については、契約書第 18 条から第 25 条及び共通仕様書共通編 1-1-1-16 から 1-1-1-18 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和 7 年 3 月」によることとする。

第 22 条 スライド条項

工事請負契約書第 26 条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第 23 条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成 12 年法律第 104 号最終改正令和 4 年 6 月 17 日法律 68 号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

（2）分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	解体の方法
	① 仮設	仮設工事 □有■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	② 土工	土工 □有■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③ 基礎	基礎工事 □有■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④ 本体構造	本体構造の工事 □有■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤ 本体付属品	本体付属品の工事 □有■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥ その他	その他の工事 □有■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2. 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成 14 年 5 月）」に定めた様式 1〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式 2〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

3. 工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第24条 建設リサイクル法第11条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第25条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和7年度版）及び、国土交通省電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）（令和6年3月改定）によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）及び、国土交通省電気通信設備工事写真管理基準（案）（令和6年3月改定）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

第26条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、〈<https://www.jcomsia.org/kokuban>〉。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と

小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第27条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内 容

受注者は快適トイレの設置について、監督職員と協議することとする。

快適トイレを設置する場合は、受注者は現場に以下の（1）～（11）の仕様を満たす快適トイレを

設置することを原則とする。

（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （1）洋式（洋風）便器
- （2）水洗及び簡易水洗機能
（し尿処理装置付き含む）
- （3）臭い逆流防止機能
- （4）容易に開かない施錠機能
- （5）照明設備

(6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を 5kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

(7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

(8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

(9) サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）

(10) 鏡と手洗器

(11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

(12) 室内寸法 900mm×900mm 以上（面積ではない）

(13) 擬音装置（機能を含む）

(14) 着替え台

(15) 臭気対策機能の多重化

(16) 室内温度の調整が可能な設備

(17) 小物置き場

（トイレトペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記 1 の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（1）～（6）及び【付属品として備えるもの】（7）～（11）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用について

は、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記 2. の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

4. その他

快適トイレを設置しない場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第 28 条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和7年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
 - II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
 - III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
 - IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
 - V. 地下埋設物の損傷事故防止
 - VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
 - VII. 事故防止
2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。
- ①労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
 - ②労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
 - ③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育
3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行う場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（令和6年2月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。
4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。
5. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

【白金】

工種	作業区分	交通整理員	備考
すべての工種	夜間作業	12人（うち有資格誘導員4人）	交代要員なし

【東向島】

工種	作業区分	交通整理員	備考
すべての工種	夜間作業	12人（うち有資格誘導員4人）	交代要員なし

【東小松川】

工種	作業区分	交通整理員	備考
すべての工種	夜間作業	12人（うち有資格誘導員4人）	交代要員なし

第29条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経

費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

(1) 真夏日の定義

日最高気温が 30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合とする。

(2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高 25℃以上の場合。

① 施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が 25℃以上となる日を、真夏日とみなす。

② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が 30℃以上の日を、真夏日とする。

③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合。施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が 30℃以上、は暑さ指数（WBGT）が 25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としては計上しない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

(3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。なお、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率＝基準日から工期末までの真夏日÷工期

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。

なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値（％）＝真夏日率×補正係数※

※真夏日補正係数：1.2

第 30 条 安全管理推進技術査等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工

事」という)において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」(以下、「認定技術者」という)として認定する

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事(準備工を除く)に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任(監理)技術者が兼務した場合も認定するものとする。

- ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」(以下、「優秀認定技術者」という)として認定する。

3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」(以下、「認定ロゴマーク」という)を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用(印刷、シール)することができる。

- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。

- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置(指名停止、文書注意、口頭注意)を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第31条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者(警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行なう1級又は2級検定に合格した者)1名以上を充て、他は経験者1年以上の者とする。なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第32条 路上工事の縮減等

受注者は、路上工事による交通への影響の緩和を図るため、施工方法・規制時間帯・施工日数の短縮等の検討を行い、監督職員に提出するとともに工事完了時に実施結果を提出するものとし、路上工事の縮減等に努めるものとする。

第33条 交通規制日数の報告

現道上での(改築・維持修繕)工事等により交通規制を実施した場合には、月毎に実交通規制日数を監督職員へ提出するものとする。

第34条 環境対策

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目(以下、「特定調達品目」という)の使用を積極的に推進するものとする。

設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工期が令和9年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日までに、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第35条 環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機第58号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第36条 ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輛の使用

1. 受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車輛（以下、本工事関係車輛という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県 of ディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車輛を使用しなければならない。
2. 受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車輛の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車輛の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。
3. 受注者は、本工事関係車輛にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車輛を把握しなければならない。
4. 受注者は、取締りにより本工事関係車輛に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。
5. 受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第37条 交通安全管理

受注者は、工事の施工にあたっては次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理および骨材の購入等にあたって、下請事業者および骨材納入業者の利益

を不当に害することのないようにすること。

6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第38条 現場環境改善

1. 現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。
 - (1)仮設備関係
作業負荷の低減を実施するものとする。
 - (2)営繕関係
衛生設備・厚生施設の充実等を実施するものとする。
 - (3)安全関係
工事標識・照明等の安全施設の充実を実施するものとする。
 - (4)地域連携
現場景観の向上を実施するものとする。
2. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
3. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の50%を上限として設計変更の対象とする。

第39条 工期

1. 工期は、雨天、休日等を見込み、契約の翌日から令和9年3月19日までとする。
なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。
工期には、施工に必要な実日数（実働日数）に加えて以下の日数を見込んでいる。

① 準備期間	50日間
② 後片付期間	10日間
③雨休率（猛暑日補正あり）	0.85
④余裕期間	20日間

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。（当該工事の作業不能日ではない。）

イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：29日間

ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：13日間

過去5か年（2021年～2025年）の気象庁（東京観測所）及び環境省（東京地点）のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）

2. 著しい悪天候や気象状況より工程（官積算）で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
3. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる

期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

4. 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式－１６により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和９年３月１９日まで

※契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

第４０条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる
日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第４１条 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計変更審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計変更審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計変更審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙－５）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事

工程の確保に努めるものとする。

4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合は、これに協力すること。

第42条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、東京観測所（気象庁のデータ）における1日の降雨・降雪量雨が10mm以上/日の日を想定している。

2. 本試行のアンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第43条 個人情報の取扱について

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6. 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託

してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－2）を発注者に提出しなければならない。

2 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

9. 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第44条 セキュリティに関する事項

1. 機密保持の厳守

受注者は、施工上知り得た機密情報を、施工のために知る必要のある受注者に属する者及び発注者以外に開示、漏洩してはならない。なお、機密保持事項については、工期中はもとより、工事完成後においても有効に存続するものとする。

2. ポリシーの遵守

受注者は、発注者の保有する情報セキュリティポリシー並びに受注者の自社セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

また、発注者の保有する情報セキュリティポリシー及び、これに付随する資料については、その内容を秘密にしなければならない。

3. 損害賠償責任

受注者の責めによりコンピュータウィルス等により発注者の保有するデータ及びネットワークに被害を及ぼした場合、又はセキュリティポリシーが遵守されなかったことに起因する損害等については、受注者の費用負担をもって原状回復を行うものとする。

尚、損害賠償の範囲については発注者と受注者で協議して定めるものとする。

第45条 施工時期及び施工時間の変更

本工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分	作業時間
夜間作業	全工種	21:00～5:00

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

第46条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。
2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ① 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ② 公共工事等において実用段階に達している技術
- ③ 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④ 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

- 1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術
URL <https://www.netis.mlit.go.jp>
- 2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術
- 3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術
- 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第47条 新技術の活用（施工者選定型）

1. 本工事は、施工者が原則1技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、第50条新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1）～4）の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分

把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。

3. 受注者は、選定した新技術が第 50 条新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1) ～ 4) のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－V E」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第 48 条 建設現場における遠隔臨場の実施

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL<https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

(2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわ

ゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web会議システム（teams、zoom等）」等、何れのシステムを利用してよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-19を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事实施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準令和5年3月3日(国不建第578号)」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第49条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施について

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）とWeb会議システム等を介して工事实施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施 状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 7 年 12 月 12 日（国不建第 121 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第50条 契約後VE方式

1. 「VE提案」とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

2. 受注者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

3. 以下の提案は、VE提案の範囲に含まないものとする。

4. 受注者は、前項のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書(別紙様式－1～4)に記載し、発注者に提出しなければならない。

(1) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由

(2) VE提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)

(3) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

(4) 発注者が別途発注する関連工事との関係

(5) 工業所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項

(6) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項

2. 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3. 受注者は、前項のVE提案を契約の締結日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。

4. VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(VE提案の審査)

提出されたVE提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、VE提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

(VE提案の採否等)

VE提案の採否について、原則として、VE提案の受領後14日以内に書面(別紙様式－5)により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、VE提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

(VE提案を採用した場合の設計変更等)

1. VE提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

2. 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

3. 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「VE管理費」という。)を削減しないものとする。

4. V E 提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者が V E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、V E 管理費については、原則として変更しないものとする。

(V E 提案の活用と保護)

評定の結果、当該 V E 提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

(責任の所在)

発注者が V E 提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第 5 1 条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第 4 6 条新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

3. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第 5 2 条 施工箇所が点在する工事の適用

本工事は、施工箇所が点在する工事であり、『白金、東向島、東小松川』で施工を行う工事である。

第 5 3 条 総価契約単価合意方式

1. 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。

(共通仕様書第 3 編 3 - 1 - 1 - 1 の適用)

2. 共通仕様書第 3 編 3 - 1 - 1 - 1 第 2 項、第 6 項及び第 7 項に係る規定は適用しないものとする。受注者は、契約書第 3 条第 1 項の規定に基づき請負代金内訳書（以下「内訳書」

という。)を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。

(合意単価の公表)

3. 発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

第54条 撤去品等の処理

1. 既設設備の撤去品については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令により適切に処理するものとする。
2. 産業廃棄物としての処理は「産業廃棄物管理表（マニフェスト）」により適正に管理するものとし、受注者の責において管理表を交付するものとする。また、その写しを監督職員に提示すること。
3. 処分等に要する費用は当初契約には含まないものとし、都道府県知事等の許可を受けている運搬及び処分業者からの処理費内訳を監督職員へ提出することにより設計変更の対象とする。

第55条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

第56条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ASP）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ASP）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第57条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号最終改正令和6年12月13日）第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場シス

テムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第58条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式－12によるものとする。

第59条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和5年3月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【電気通信設備工事編】(令和6年3月)」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第60条 書類限定型工事

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第61条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提

出す際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。
また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第62条 仮設工

本工事の仮設にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し、施工するものとする。

第63条 機器の確認

下記の機器の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

区分	確認機器名	摘要
道路情報板	すべての機器	

第64条 機器仕様

本工事の機器仕様は、別紙「R 8 東京国道管内道路情報表示設備設置工事機器仕様書」によるものとする。

第65条 一般施工

1. 調整にあたっては、熟練した技術者等により機器本来の性能を十分に発揮できるよう入念に行わなければならない。
2. 上記技術者等は、工場又は事業所等から派遣するものとする。

第66条 基礎設置作業土工

1. 簡易型非常用発動発電装置の基礎については、支給品の規格に従い数量を計上している。
現場条件を考慮し、数量又は使用材料、施工方法の変更が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

第67条 配管・配線工

1. 配管・配線については、現場条件を考慮し、数量又は使用材料、施工方法の変更が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

第68条 電気通信施設DB（ETAシステム登録用）データの作成

本工事は、電気通信施設DBデータ作成対象工事である。以下に示すとおりデータを作成し、本工事完成時まで電子媒体にて監督職員に提出するものとする。

なお、データ作成要領及び施設台帳（記入様式）は、契約締結後に受注者に配付する。

1. 提出データ
 - （1）施設情報（記入様式による）※エクセル
 - （2）写真（全体、銘板、設置状況等、各装置3枚程度）
2. 提出方法

データは提出前にウイルスチェックを行うものとし、任意のウイルス対策ソフトで、ウイルスパターンが最新化されたものを使用する。

電子媒体には、「使用したウイルス対策ソフト名」「ウイルス定義年月日またはパターンファイル名」「チェック年月日（西暦表示）」を明記するものとする。

第69条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第70条 道路施設基本データの作成

本工事完成時には、以下に示す『道路施設基本データ』を作成し、監督職員に提出するものとする。ただし、本工事に該当しない施設の基本データは作成しないものとする。

なお、完成後でも、発注者は受注者に対して、『道路施設基本データ』の内容について説明を求めることがある。

1. 道路施設基本データの種類

区分	施設番号	施設名	区分	施設番号	施設名
道路構造	C020	縦断勾配	付属物および付属施設	E060	道路情報板
	C030	平面線形		E070	交通遮断機
	C050	舗装		E080	I、T、V
	C060	道路交差点		E090	車両感知器
	C070	鉄道交差点		E100	車両諸元計測施設
	C080	歩道及び自転車歩行車道		E110	気象観測施設
	C090	独立専用自歩道		E120	災害予知装置
	C100	中央帯		E130	自動車駐車場等
	C110	環境施設帯		E140	自転車駐車場
構造物	D010	橋梁		E150	雪崩防止施設
	D020	橋側歩道橋		E160	落石防止施設
	D030	横断歩道橋		E170	消雪パイプ
	D040	トンネル		E180	ロードヒーティング
	D050	洞門		E190	除雪ステーション
	D060	スノーシェッド		E200	防災備蓄
	D070	地下横断歩道		E210	共同溝
	D080	道路BOX等		E220	CAB電線共同溝
	D090	横断BOX等		E230	植栽
	D100	パイプカルバート		E240	遮音施設
	D120	擁壁		E250	遮光フェンス
	D130	スノーシェルター		E270	流雪溝
	E010	防護柵		E310	防雪林
	E020	道路照明		E320	路側放送
	E030	視線誘導標（反射式）		E330	光ケーブル施設
	E040	視線誘導標（自光式）		E340	道路反射鏡
	E050	道路標識		E350	ビーコン

2. 道路施設基本データの作成は、別に定める『道路管理データベースデータ作成マニュアル（案）』によるものとする。
3. 道路施設基本データは、『道路施設基本データ作成システム』で作成する。
4. 道路施設基本データ作成にあたって工事番号は、CORINS登録時の「工事契約コード番号」とする。
5. 道路施設基本データに係わる以下のものを電子データにて提出すること。
 - ① 道路施設台帳作成総括表
 - ② 道路施設基本データ総括表
 - ③ 道路施設基本データ一覧表
 - ④ 道路施設台帳チェックシート
 - ⑤ 「道路工事完成図等チェックプログラム」によるチェック結果
 - ⑥ 「電子納品チェックプログラム」によるチェック結果
 - ⑦ 工事数量総括表

第 7 1 条 「問合せ番号」及び「路上規制情報システム」

受注者は、「路上規制情報提供システム」への入力を行うものとし、別途監督職員が通知する「問合せ番号」を工事情報看板及び工事説明看板に掲示するものとする。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第 7 2 条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第 7 3 条 猛暑期間における現場施工回避の協議

猛暑期間の現場施工を回避することにより工期延期が必要となる場合には、監督職員と協議を行うことができる。

第 7 4 条 猛暑時間における現場施工回避（早朝・夜間作業）の支援

受注者は、猛暑時間における現場施工回避（早朝・夜間施工）するにあたり、警察や地元等との調整を行う際に、監督職員の臨場について協議することができる。

R 8 東京国道管内道路情報表示設備設置工事

機器仕様書

令和8年6月

国土交通省関東地方整備局
東京国道事務所

I. 道路情報設備

本設備は、「道路情報表示装置 HLM 形表示機 機器仕様書（案）令和 4 年 3 月 国土交通省」（以下、「標準仕様書」）に準拠し、その他の特記事項については下記のとおりとする。

1-2 仕様概要

(1) 形式 道路情報設備 HLM3 形 各 1 面

形式	数量	設置箇所	種類
HLM3 形	1 面	国道 1 号 白金（下り）	道路情報設備
HLM3 形	1 面	国道 6 号 東向島（下り）	道路情報設備
HLM3 形	1 面	国道 1 4 号 東小松川（下り）	道路情報設備

(2) 適合線

設置箇所	適合線
国道 1 号 白金（下り）	自営光ケーブル
国道 6 号 東向島（下り）	移動体通信回線
国道 1 4 号 東小松川（下り）	移動体通信回線

(3) 伝送規格

設置箇所	伝送規格
国道 1 号 白金（下り）	光インタフェース
国道 6 号 東向島（下り）	LTE／5G
国道 1 4 号 東小松川（下り）	LTE／5G

1-3 性能仕様概要

(1) 運用輝度

「標準仕様書」に記載のある①昼間（標準）とする。

(2) 付加機能

1、光成端箱

光成端箱の仕様は下記のとおりとする。

①光ケーブル導入数 1 条

②～⑤は「標準仕様書」に準ずるものとする。

2、光伝送装置

「標準仕様書」に準ずるものとする。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	□ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 ■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 □ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 □ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 ■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 □ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第 45 条 第 39 条 第 39 条
用地関係	□ 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 □ 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 □ 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 □ 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。	
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 □ 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 □ 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 □ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。	第 34 条、第 35 条
安全対策関係	□ 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 □ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 □ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 ■ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 □ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。	第 28 条
工事用道路関係	一般道路を搬入路として使用する場合 □ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 □ 搬入路の使用当中及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。仮道路を設置する場合。 □ 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 □ 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 □ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	
仮設備関係	□ 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 □ 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 □ 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。	

明示項目	明示事項	記載条項
建設副産物関係	☐ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 ☐ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 ☐ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	
工事支障物件等	☐ 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 ☐ 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。	
薬液注入関係	☐ 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 ☐ 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。	
その他	☐ 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 ☐ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 ☐ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 ☐ 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 ☐ 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 ☐ 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 ☐ 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 ☐ 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 ☐ 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。	

工事名： R8東京国道管内道路情報表示設備設置工事

工事名： R8東京国道管内道路情報表示設備設置工事

工 種		単位	数 量	令和8年度												備考											
				5月		6月		7月		8月		9月		10月			11月		12月		1月		2月		3月		
準備		式	1																						・50日間		
機器製作・材料手配		式	1																								
道路情報表示装置設置工 道路情報表示装置撤去工		式	1																								
後片付け		式	1																							・10日間	
多制 件約	関係機関協議	—																								・警察協議	
	年末年始、お盆 路上工事抑制	—																								・8月中旬 ・12月下旬～1月上旬 ・3月	
全体工期：契約締結の翌日から令和9年3月19日まで																											

別紙一七(完成図書用)

設備の製作に係る設計管理、工程管理、検査・試験に関する体制
(工事名: R8東京国道管内道路情報表示設備設置工事)

会社名: ○○○(株)

項 目		記載する内容
設計管理	設計管理担当部署(自社)	所在地: ○○県○○市○○町 名 称: ○○○○○○ 電話番号: 00-0000-0000
	設計管理担当部署 (委託先)	所在地: ○○県○○市○○町 名 称: ○○○○○○ 電話番号: 00-0000-0000
工程管理	工程管理担当部署(自社)	所在地: ○○県○○市○○町 名 称: ○○○○○○ 電話番号: 00-0000-0000
	工程管理担当部署 (委託先)	所在地: ○○県○○市○○町 名 称: ○○○○○○ 電話番号: 00-0000-0000
検査・試験	検査・試験担当部署(自社)	所在地: ○○県○○市○○町 名 称: ○○○○○○ 電話番号: 00-0000-0000
	検査・試験担当部署 (委託先)	所在地: ○○県○○市○○町 名 称: ○○○○○○ 電話番号: 00-0000-0000
製作場所	製作工場又は製作部署 (自社)	所在地: ○○県○○市○○町 名 称: ○○○○○○ 電話番号: 00-0000-0000
	製作工場又は製作部署 (委託先)	所在地: ○○県○○市○○町 名 称: ○○○○○○ 電話番号: 00-0000-0000

※ 主たる設備について記載すること。(主たる設備とは、入札説明書の競争参加資格(4)の同種工事の設備で本工事に該当する設備を言う)

※ 各体制については自社の担当部署及びその所在地(詳細な住所)、電話番号を記載すること。

※ 製作を他社に委託した場合は、各体制について自社及び委託先の担当部署及びその所在地、電話番号を記載すること。

※ 委託先は国内に拠点を有することとし、日本語で対応でき、迅速な体制が確保できなければならない。また、提出後に各体制を変更することは特段の理由がないかぎり認めない。

別紙－８（完成図書用）

本工事における障害時の支援体制、保守部品の供給体制並びに
発注者からの技術的内容についての問い合わせ対応体制
（工事名：R8東京国道管内道路情報表示設備設置工事）

会社名：〇〇〇(株)

項 目		記載する内容
障害時の 支援体制	障害時の支援担当部署 (自社)	住 所：〇〇県〇〇市〇〇町 名 称：〇〇〇〇〇〇 電話番号：00-0000-0000
	障害時の支援担当部署 (委託先)	住 所：〇〇県〇〇市〇〇町 名 称：〇〇〇〇〇〇 電話番号：00-0000-0000
	24時間連絡体制の有無	有り・無し
保守部品の 供給体制	保守部品の供給担当部署 (自社)	住 所：〇〇県〇〇市〇〇町 名 称：〇〇〇〇〇〇 電話番号：00-0000-0000
	保守部品の供給担当部署 (委託先)	住 所：〇〇県〇〇市〇〇町 名 称：〇〇〇〇〇〇 電話番号：00-0000-0000
	保守部品の保管場所 (自社)	住 所：〇〇県〇〇市〇〇町 名 称：〇〇〇〇〇〇 電話番号：00-0000-0000
	保守部品の保管場所 (委託先)	住 所：〇〇県〇〇市〇〇町 名 称：〇〇〇〇〇〇 電話番号：00-0000-0000
技術的内容 の問い合 わせ対応体制	技術的内容の問い合 わせ 担当部署 (自社)	住 所：〇〇県〇〇市〇〇町 名 称：〇〇〇〇〇〇 電話番号：00-0000-0000
	技術的内容の問い合 わせ 担当部署 (委託先)	住 所：〇〇県〇〇市〇〇町 名 称：〇〇〇〇〇〇 電話番号：00-0000-0000

- ※ 各体制は自社の担当部署及び所在地（詳細な住所）、電話番号を記載すること。
- ※ 各体制について他社に委託した場合は、委託先について記載すること。
- ※ 委託先は国内に拠点を有することとし、日本語で対応でき、迅速な体制が確保できなければならない。また、提出後にその所在地を変更することは特段の理由がないかぎり認めない。

位置図

東京国道事務所

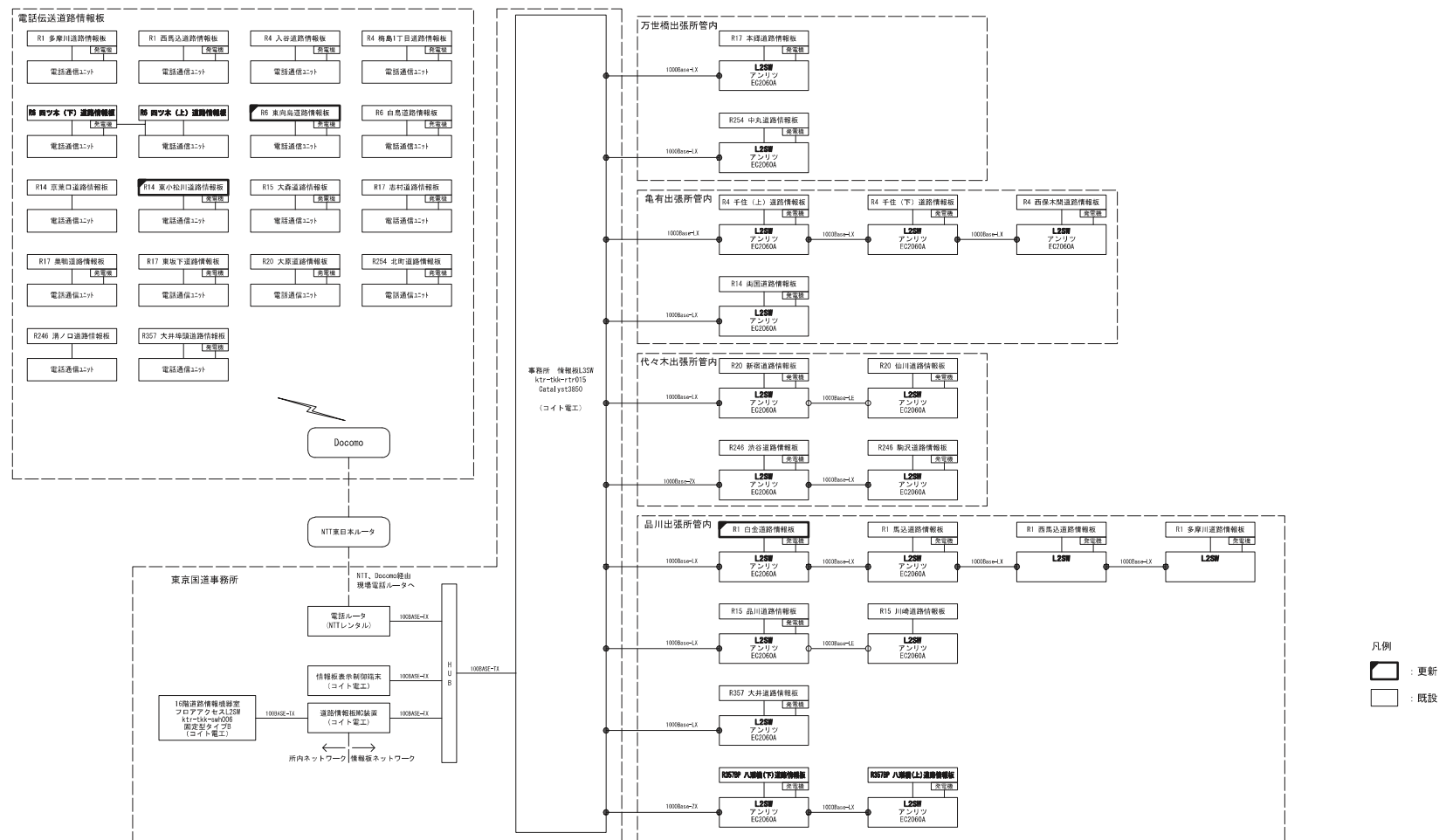
東向島情報板

東小松川情報板

白金情報板

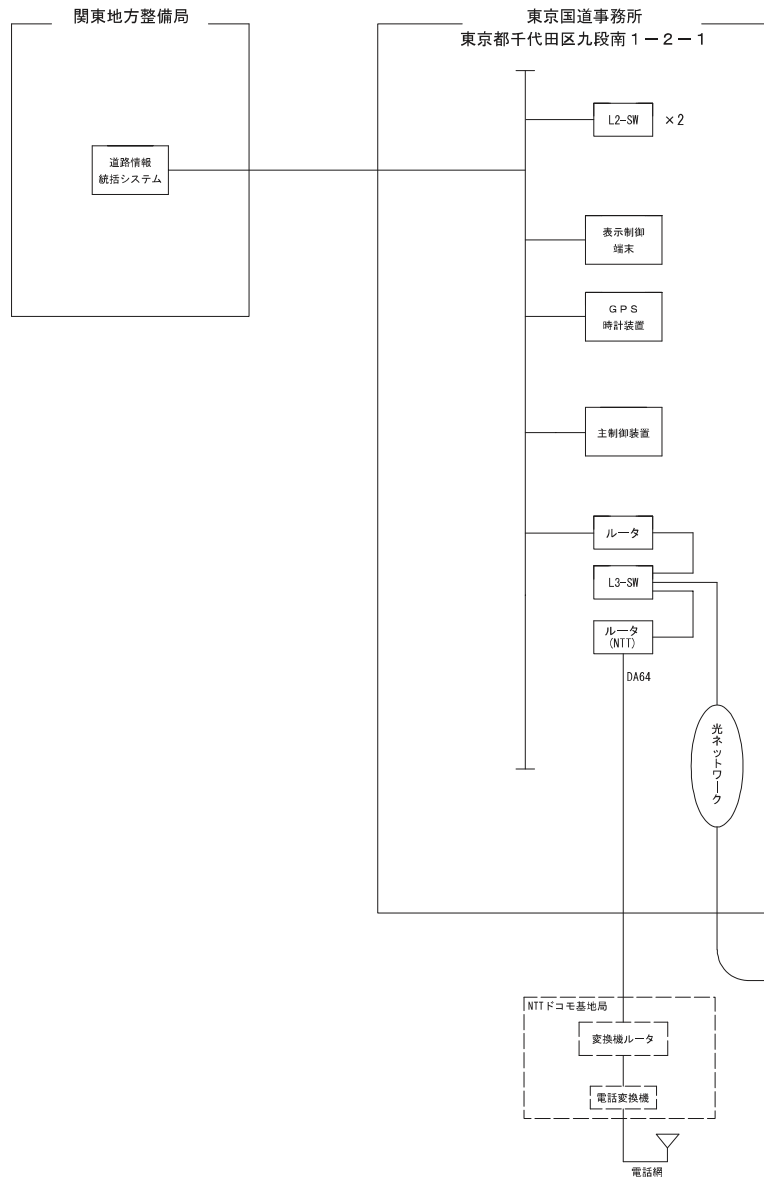
工 事 名	R 8 東京国道管内 道路情報表示設備設置工事				
図 面 名	位 置 図				
年 月 日	令和 8 年 6 月 日				
縮 尺	NON	図面番号	18 の 1		
設計会社名					
所 長	副 所 長	課 長	係 長	設 計	
国土交通省 東京国道事務所					

システム構成図



工事名	R8 東京国道管内 道路情報表示設備設置工事		
図面名	システム構成図		
年月日	令和 8 年 6 月		
尺度	NON	図面番号	18 の 2
会社名			
事務所名	関東地方整備局 東京国道事務所		

システム系統図

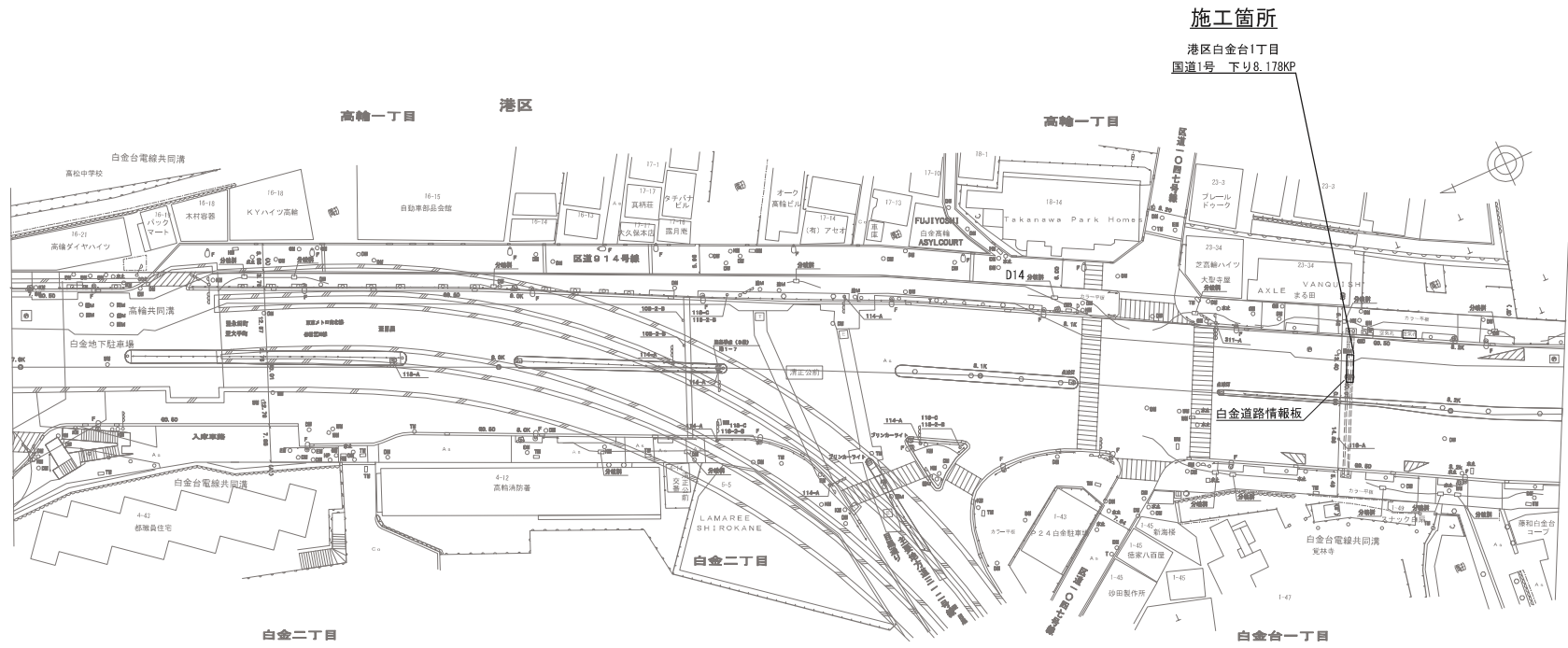


副制御部		表示機特性		表示機 NO	路線 NO	表示機名	回線種別	無停電化
光伝送装置	SC	HL3形表示機、IP	1	1	多摩川(上り)	光回線	発電機	
光伝送装置	SC	HL3形表示機、IP	2	1	白金(下り)	光回線	発電機	
光伝送装置	SC	HL3形表示機、IP	3	1	馬込(下り)	光回線	発電機	
光伝送装置	SC	HL3形表示機、IP	4	15	品川(下り)	光回線	発電機	
通信ユニット-GW	SC	HL3形表示機、IP	5	15	大森(下り)	電話回線	発電機	
光伝送装置	SC	HL3形表示機、IP	6	15	川崎(上り)	光回線	一	
通信ユニット-GW	SC	HL3形表示機、IP	7	357	大井埠頭(下り)	電話回線	発電機	
光伝送装置	SC	NHL3形表示機、IP	8	357	大井(上り)	光回線	発電機	
光伝送装置	SC	HL3形表示機、IP	9	1	西葛込(上り)	光回線	発電機	
通信ユニット-GW	SC	HL3形表示機、IP	10					
通信ユニット-GW	SC	HL3形表示機、IP	11	6	四ツ木(下り)	電話回線	発電機(上下共用)	
通信ユニット-GW	SC	HL3形表示機、IP	12	6	東向島(下り)	電話回線	発電機	
			13					
光伝送装置	SC	HL3形表示機、IP	14	14	一之江(上り)	光回線	一	
通信ユニット-GW	SC	HL3形表示機、IP	15	14	東小松川(下り)	電話回線	発電機	
光伝送装置	SC	HL3形表示機、IP	16	14	両国(下り)	光回線	発電機	
通信ユニット-GW	SC	HL3形表示機、IP	17	4	入谷(下り)	電話回線	発電機	
光伝送装置	SC	HL3形表示機、IP	18	4	西保木間(上り)	光回線	発電機	
光伝送装置	SC	HL3形表示機、IP	19	4	千住(下り)	光回線	発電機	
	SC	HL3形表示機、IP	20	4	千住(上り)	光回線	発電機	
光伝送装置	SC	HL3形表示機、IP	21	20	仙川(上り)	光回線	発電機	
光伝送装置	SC	HL3形表示機、IP	22	246	渋谷(下り)	光回線	発電機	
			23	246	用賀(上り)	光回線	一	
光伝送装置	SC	HL3形表示機、IP	24	20	新宿(下り)	光回線	発電機	
光伝送装置	SC	HL3形表示機、IP	25	246	駒沢(下り)	光回線	発電機	
通信ユニット-GW	SC	HL3形表示機、IP	26	20	大塚(下り)	電話回線	発電機	
通信ユニット-GW	SC	HL3形表示機、IP	27	6	四ツ木(上り)	電話回線	発電機(上下共用)	
通信ユニット-GW	SC	NHL3形表示機、IP	28	4	梅島1丁目	電話回線	発電機	
通信ユニット-GW	SC	NHL3形表示機、IP	29	17	志村(下り)	電話回線	発電機	
			30					
通信ユニット-GW	SC	HL3形表示機、IP	31	17	奥町(下り)	電話回線	発電機	
光伝送装置	SC	HL3形表示機、IP	32	254	中丸(下り)	光回線	発電機	
光伝送装置	SC	HL3形表示機、IP	33	17	本郷(下り)	光回線	発電機	
			34	254	北町(上り)	光回線	発電機	
光伝送装置	SC	NHL3形表示機、IP	35	17	東坂下(上り)	電話回線	発電機	
			36					
光伝送装置	SC	HL3形表示機、IP	37	357BP	八潮橋(山側)	光回線	発電機	
光伝送装置	SC	HL3形表示機、IP	38	357BP	八潮橋(海側)	光回線	発電機	
			39					
			40					
通信ユニット-GW	SC	HL3形表示機、IP	41	6	白鳥(上り)	電話回線	発電機	
			42					
			43	357	空港北TN(上り)	光回線	発電機	
			44	357	空港北TN(下り)	光回線	発電機	
			45					
			46					
			47					
			48					
			48					
			50					

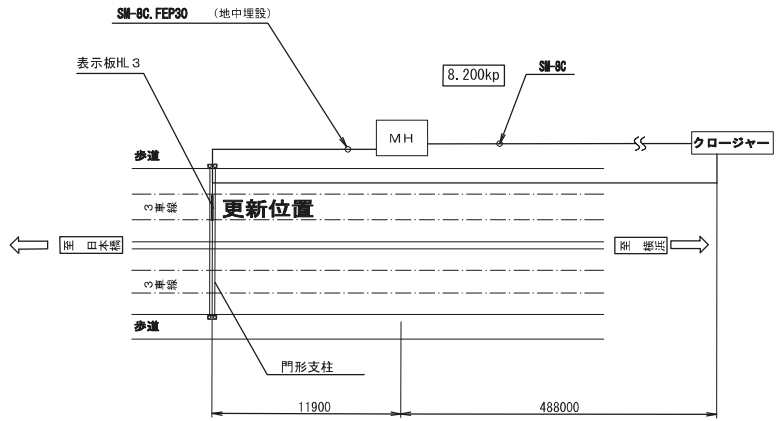
凡 例
■ : 更 新
□ : 既 設

工事名	R8 東京国道管内 道路情報表示設備設置工事		
図面名	システム系統図		
年月日	令和 8 年 6 月		
尺度	NON	図面番号	18 の 3
会社名			
事務所名	関東地方整備局 東京国道事務所		

情報板配置平面図(白金) S=1/500

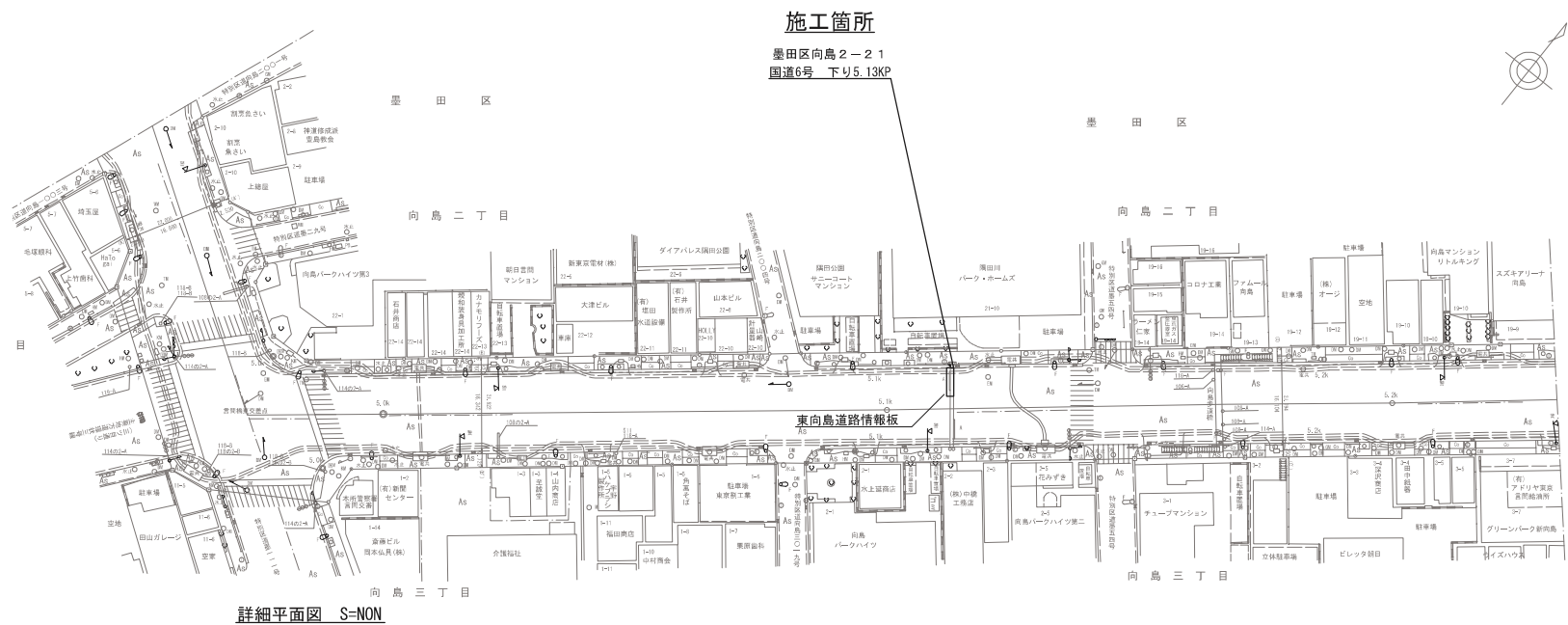


詳細平面図 S=NON

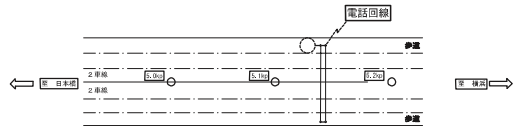


工事名	R 8 東京都道管内 道路情報表示設備設置工事		
図面名	情報板配置平面図(白金)		
年月日	令和 8 年 6 月		
尺度	1/500	図面番号	18 の 4
会社名			
事務所名	関東地方整備局 東京国道事務所		

情報板配置平面図(東向島) S=1/500

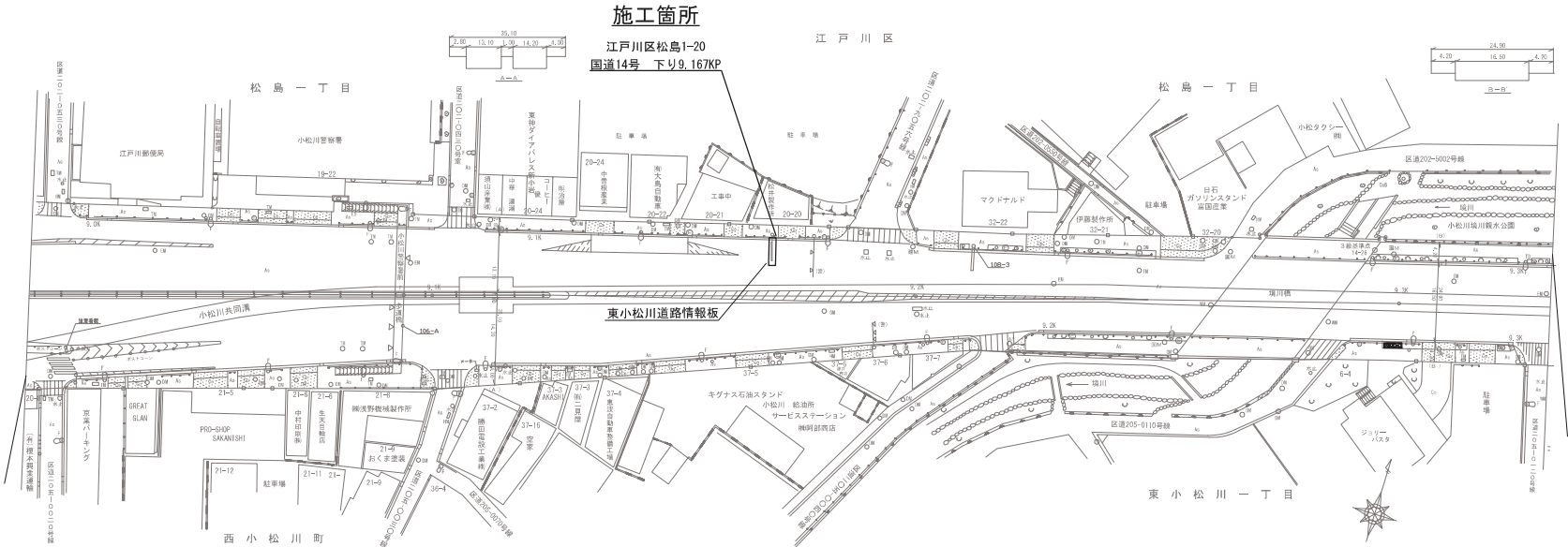


詳細平面図 S=NON

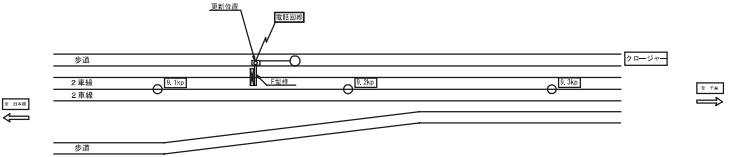


工事名	R8東京国道管内 道路情報表示設備設置工事		
図面名	情報板配置平面図(東向島)		
年月日	令和 8 年 6 月		
尺度	1/500	図面番号	18 の 5
会社名			
事務所名	関東地方整備局 東京国道事務所		

情報板配置平面図(東小松川) S=1/500

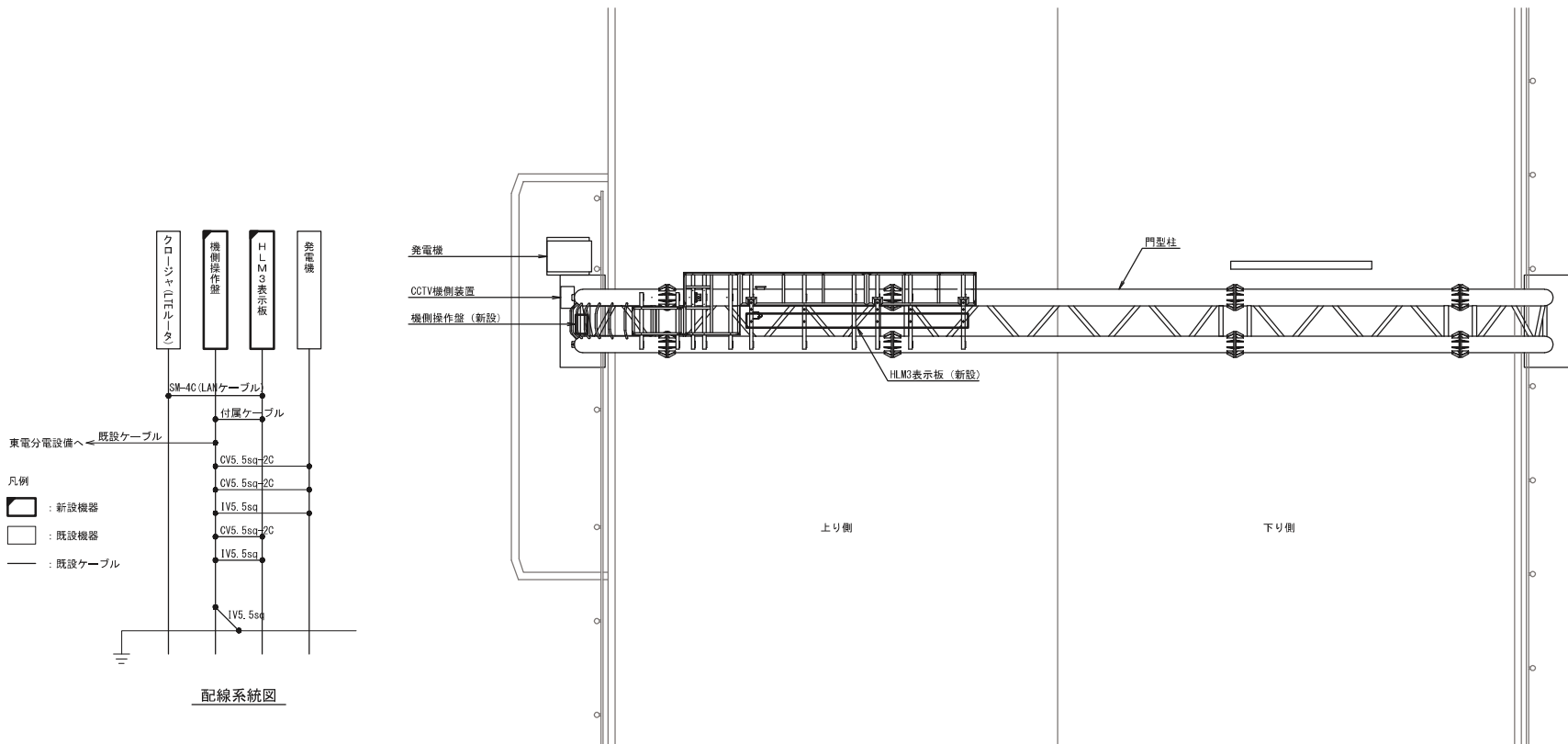


詳細平面図 S=NON



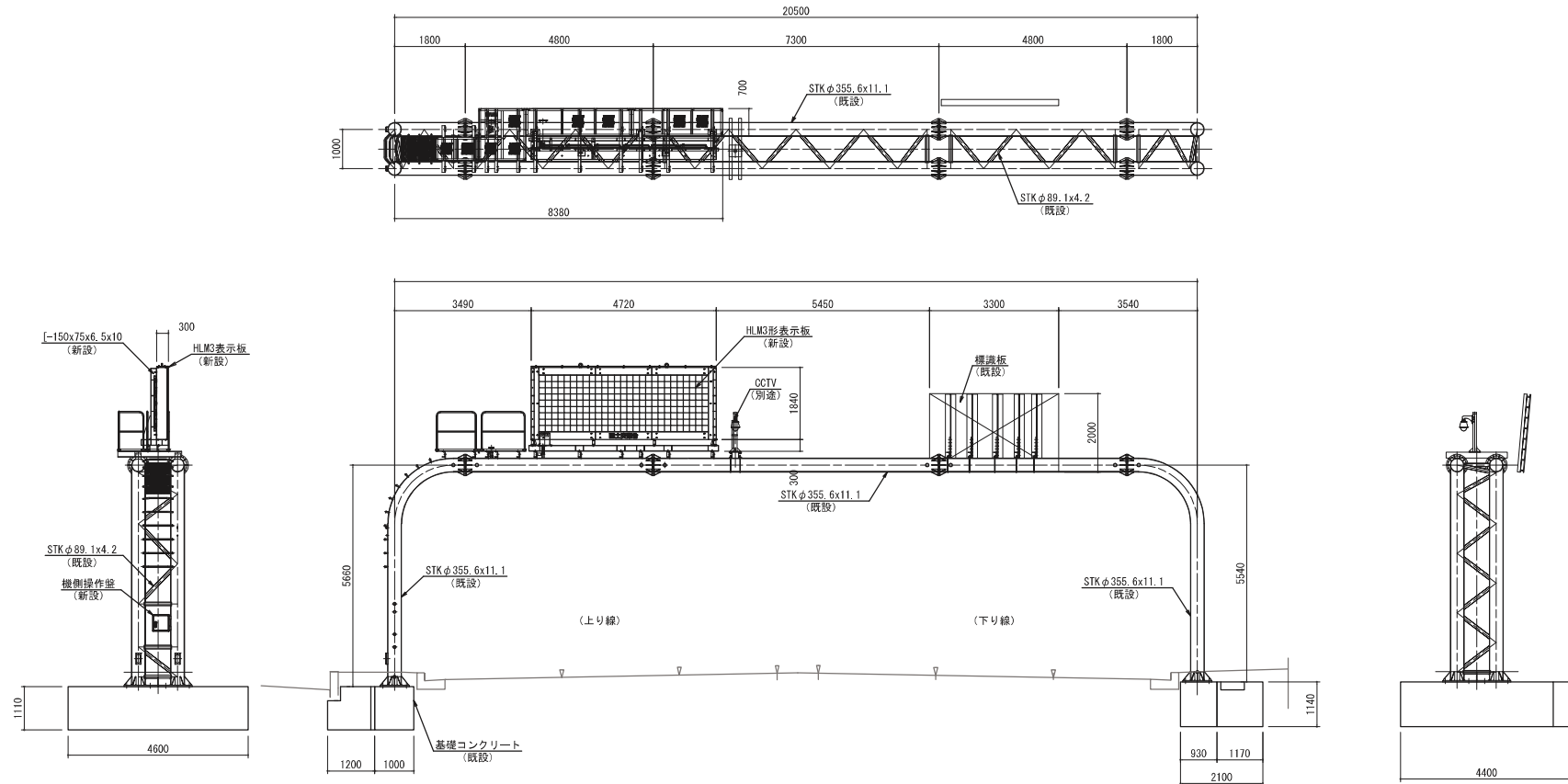
工事名	R8東京国道管内 道路情報表示設備設置工事		
図面名	情報板配置平面図(東小松川)		
年月日	令和 8 年 6 月		
尺度	1/500	図面番号	18 の 6
会社名			
事務所名	関東地方整備局 東京国道事務所		

(白金・東向島)情報板配置詳細図・配線系統図 S=1/50



工事名	R8東京国道管内 道路情報表示設備設置工事		
図面名	(白金・東向島)情報板 配置詳細図・配線系統図		
年月日	令和 8 年 6 月		
尺度	1/50	図面番号	18 の 7
会社名			
事務所名	関東地方整備局 東京国道事務所		

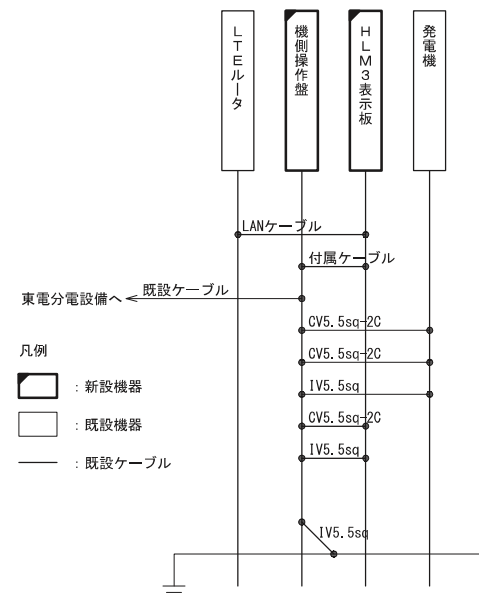
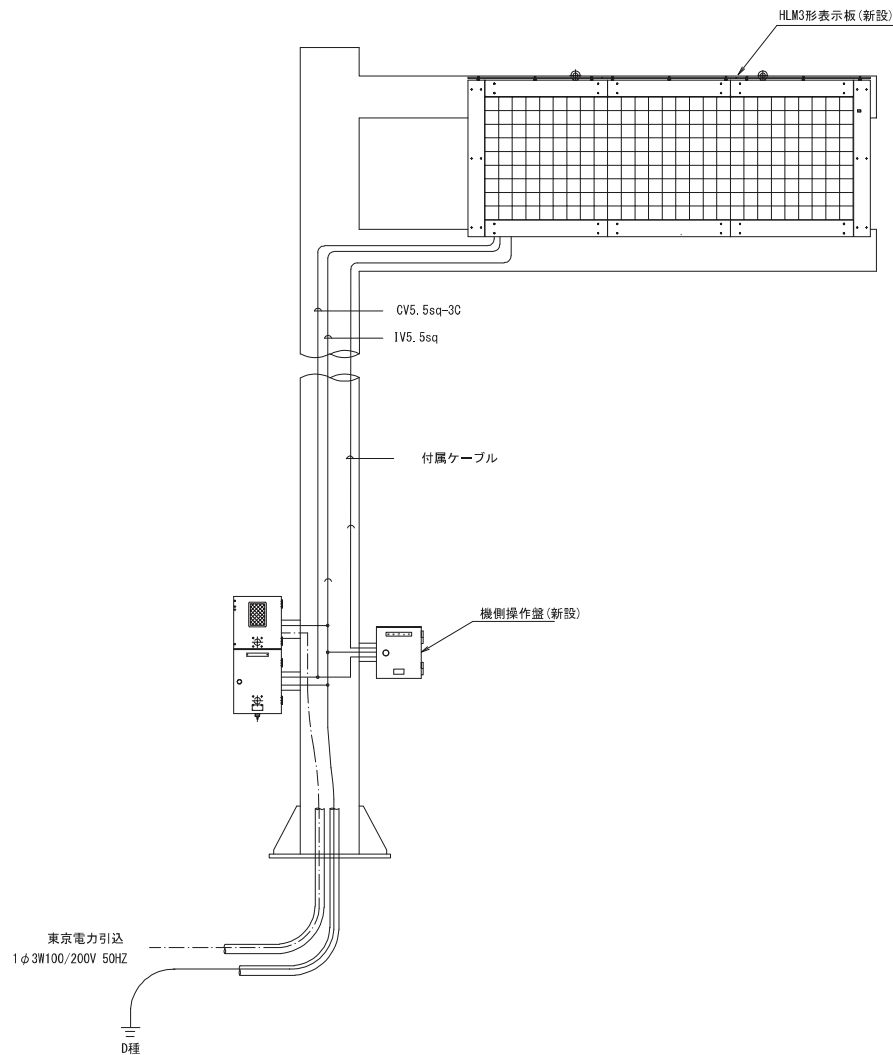
(白金・東向島)情報板装柱図 S=1/60



工事名	R 8 東京国道管内 道路情報表示設備設置工事		
図面名	(白金・東向島)情報板装柱図		
年月日	令和 8 年 6 月		
尺度	1/60	図面番号	18 の 8
会社名			
事務所名	関東地方整備局 東京国道事務所		

(東小松川) 情報板配置詳細図・配線系統図 S=NON

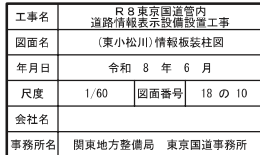
表示機配線図



配線系統図

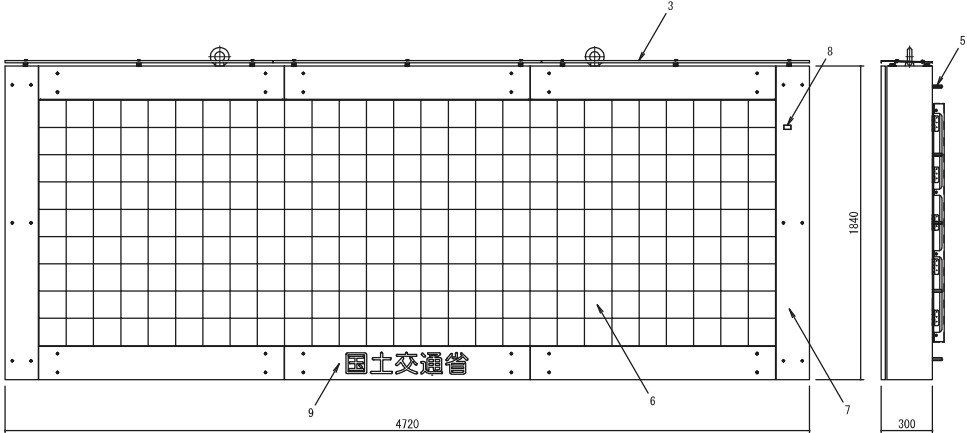
工事名	R 8 東京圏道管内 道路情報表示設備設置工事		
図面名	(東小松川) 情報板配置詳細図・ 配線系統図		
年月日	令和 8 年 6 月		
尺度	NON	図面番号	18 の 9
会社名			
事務所名	関東地方整備局 東京国道事務所		

S=1 : 60

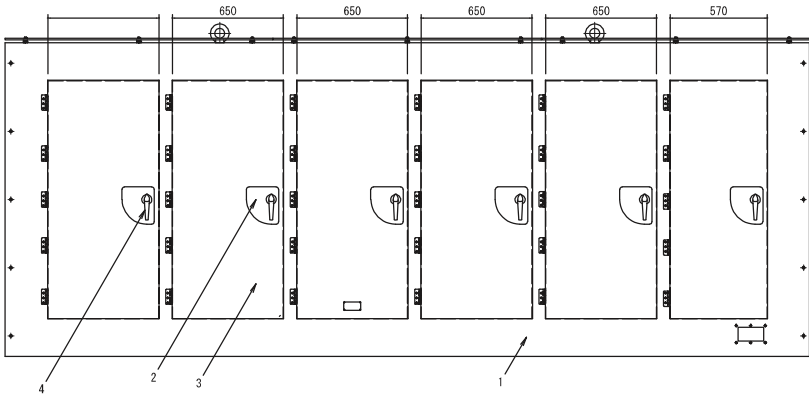
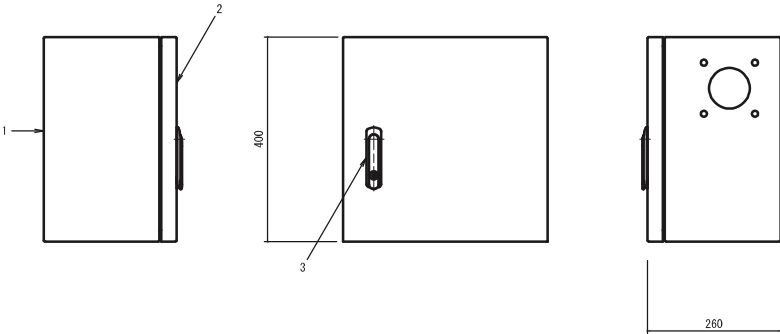


HLM3形表示板・機側操作盤外形図 S=1/15

HLM3形表示板姿図 S=1/15



機側操作盤 S=1/5

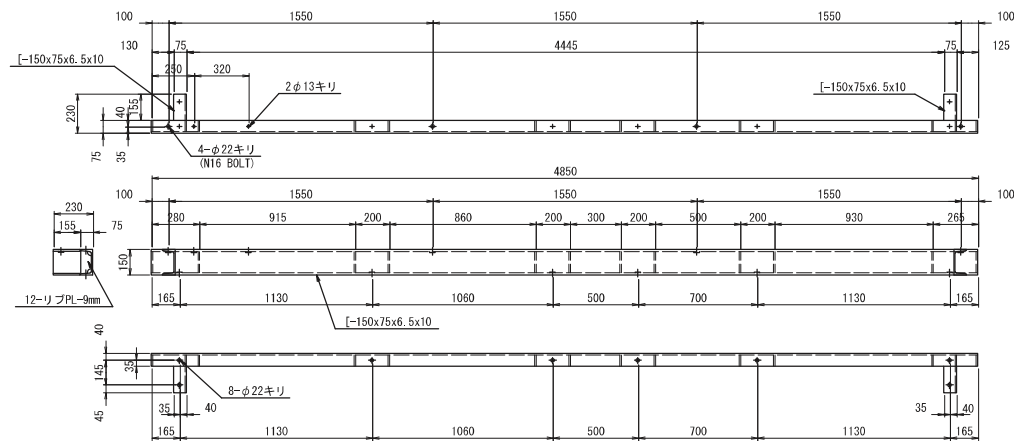


照号	名称	材料	数量	記事
1	本体	SPCC	1	t2.3
2	扉	SPCC	1	t2.3
3	平面ハンドル	組立品	1	

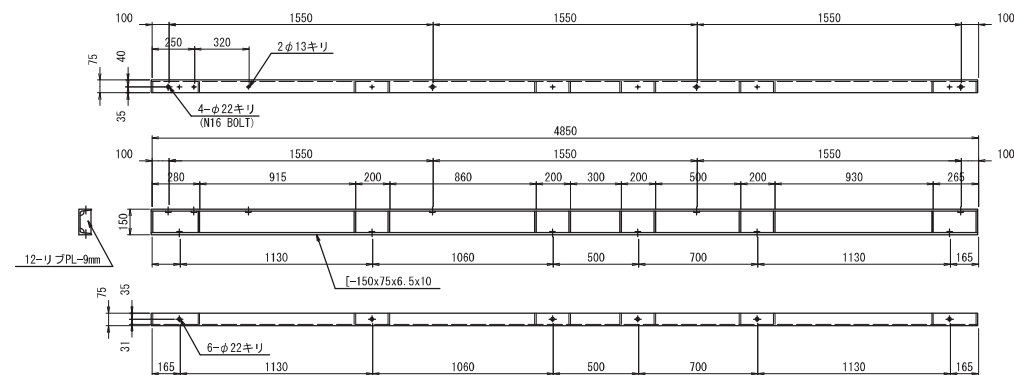
照号	名称	材料	数量	記事
1	本体	SPCC	1	t2.3
2	扉	SPCC	6	t2.3
3	遮熱版	A5052P	1式	t2.0
4	防水ハンドル	組立品	6	
5	取付ボルト	SUS	10	M16
6	表示部	組立品	1式	
7	前面パネル	A5052P	1式	t2.0
8	調光センサー	組立品	1	
9	名称文字	反射シート	1	白色

工事名	R 8 東京都道管内 道路情報表示設備設置工事		
図面名	HLM3形表示板・機側操作盤外形図		
年月日	令和 8 年 6 月		
尺度	1/15	図面番号	18 の 11
会社名			
事務所名	関東地方整備局 東京国道事務所		

(白金・東向島・東小松川) 情報板取付金具詳細図 S=1/15



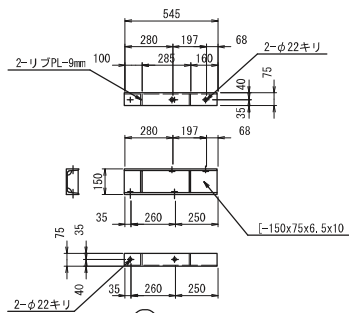
② 詳細



① 詳細

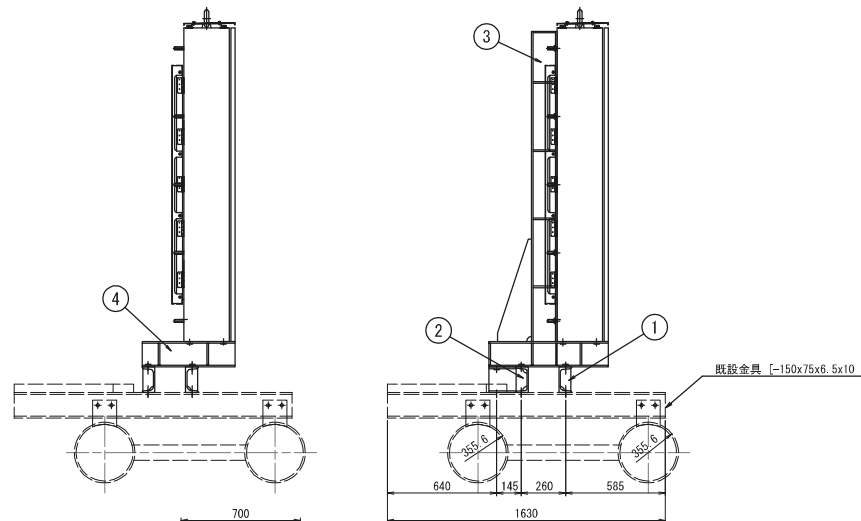
数量表

品番	材料	寸法	単位重量	個数	重量(kg)	備考
1	SS400	[-150x75x6.5x10 - 4850	18.6	2	180.42	表示板取付金具
2	SS400	[-150x75x6.5x10 - 230	18.6	2	8.56	
3	SS400	9t 65x130	70.65	24	14.33	
4	SS400	[-150x75x6.5x10 - 1820	18.6	2	67.70	
5	SS400	[-150x75x6.5x10 - 700	18.6	2	26.04	
6	SS400	9t 65x130	70.65	18	10.74	
7	SS400	12t 250x600	94.2	2	28.26	
8	SS400	9t 155x65	70.65	2	1.42	
9	SS400	9t 130x60	70.65	2	1.10	
10	SS400	[-150x75x6.5x10 - 545	18.6	2	20.27	
11	SS400	9t 65x130	70.65	4	2.39	
12	SS400	3.2t 100x140	25.12	1	0.35	耐雷変圧器盤止閉板
小計					361.58	kg



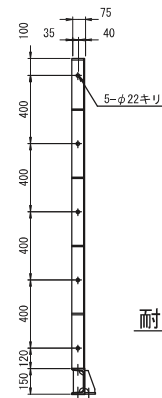
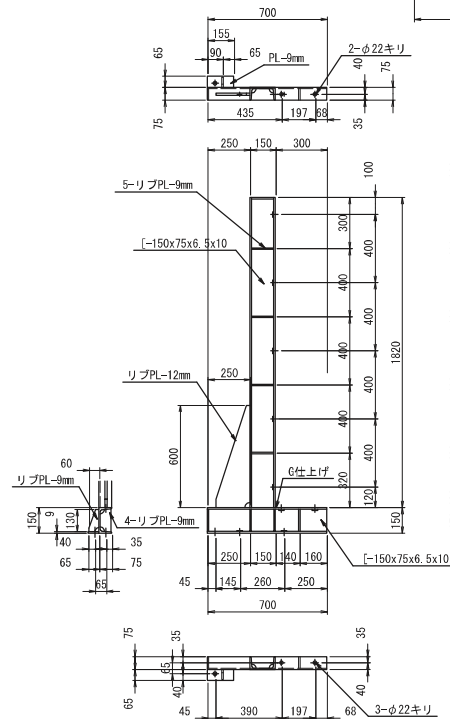
④ 詳細

製作数 2個



③ 詳細

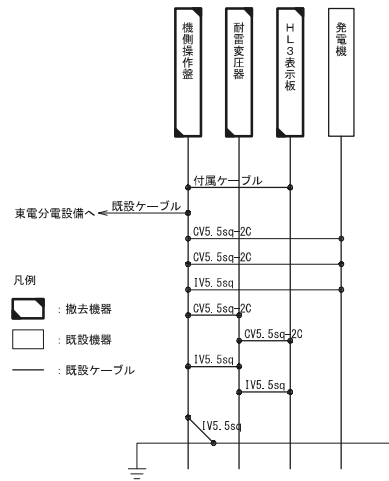
左右対称にて2個製作



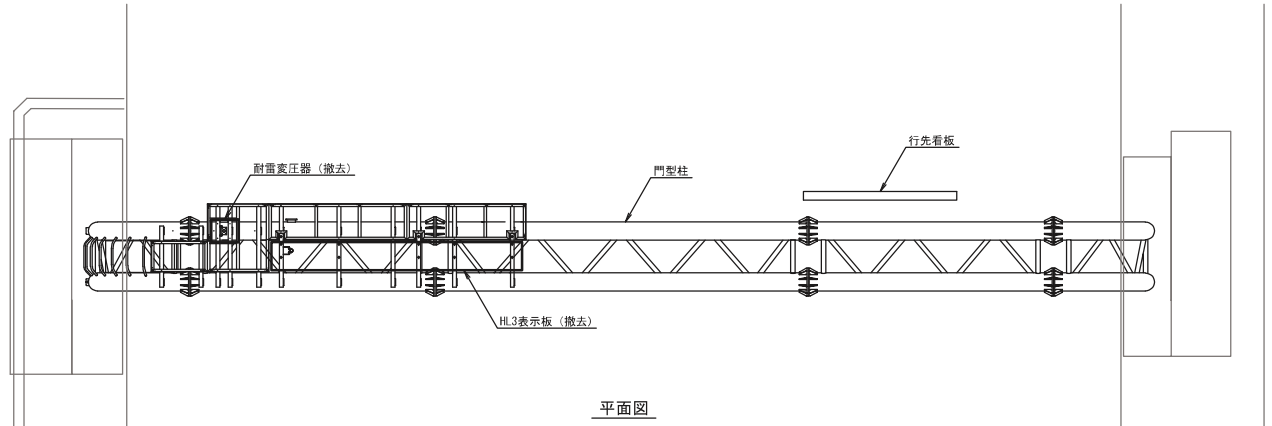
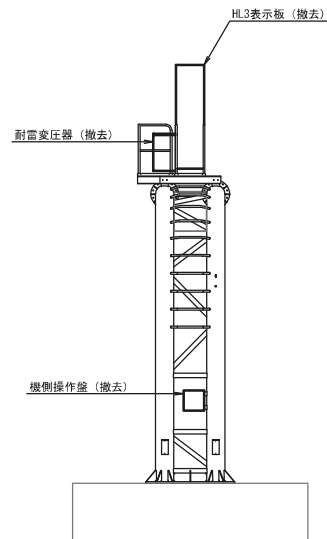
耐雷変圧器盤取付部止閉板
S=1/10

工事名	R8東京国道管内 道路情報表示設備設置工事		
図面名	(白金・東向島)情報板 取付金具詳細図		
年月日	令和 8 年 6 月		
尺度	図示	図面番号	18 の 12
会社名			
事務所名	関東地方整備局 東京国道事務所		

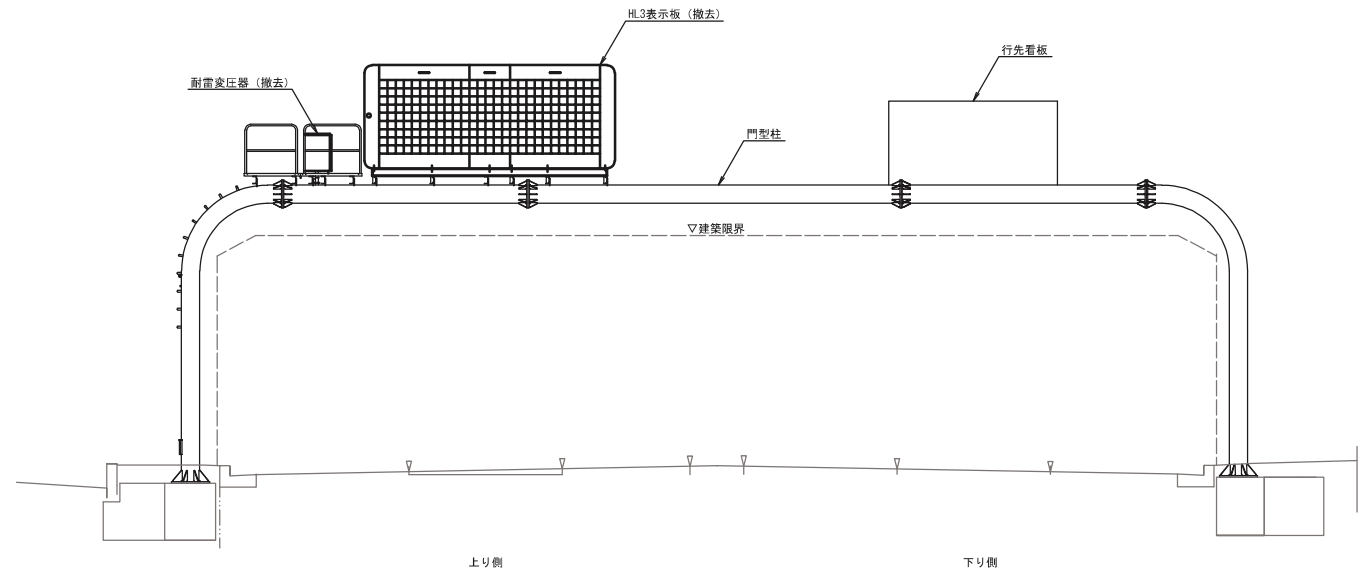
(白金・東向島)情報板撤去図 S=1/50



配線系統図

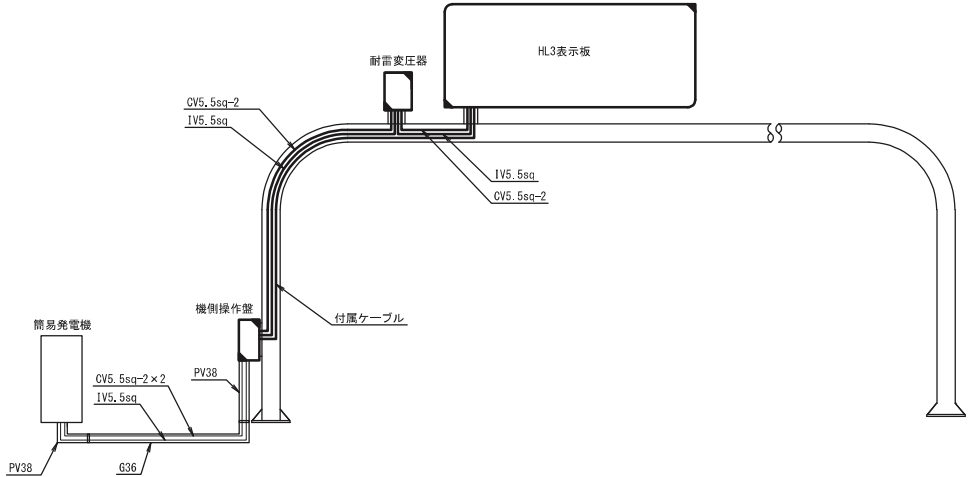


平面図



工事名	R8東京圏道管内 道路情報表示設備設置工事		
図面名	(白金・東向島)情報板撤去図		
年月日	令和 8 年 6 月		
尺度	1/50	図面番号	18 の 13
会社名			
事務所名	関東地方整備局 東京国道事務所		

(白金・東向島)情報板撤去機器図 S=1/50



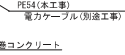
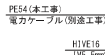
凡例

撤去機器

既設機器

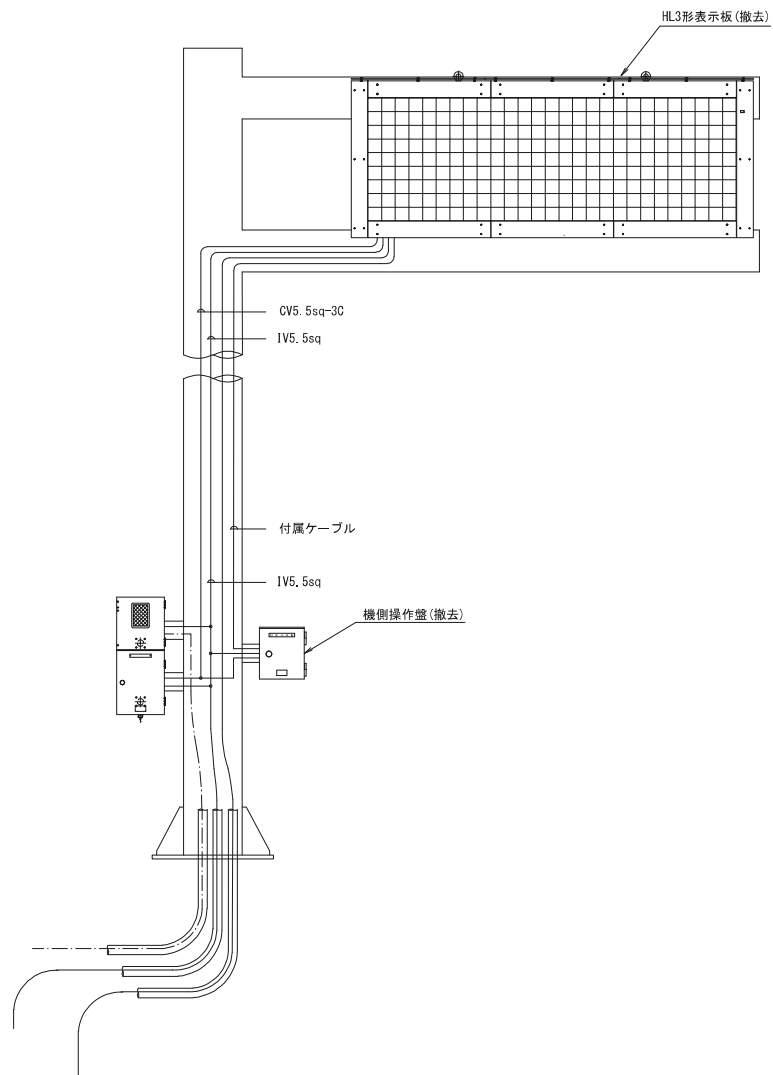
工事名	R8東京圏道管内 道路情報表示設備設置工事		
図面名	(白金・東向島) 情報板撤去機器図		
年月日	令和 8 年 6 月		
尺度	1/50	図面番号	18 の 14
会社名			
事務所名	関東地方整備局 東京国道事務所		

S=1 : 60



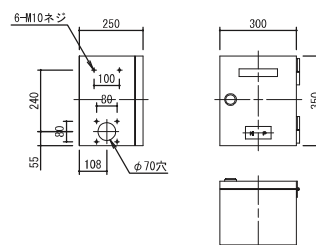
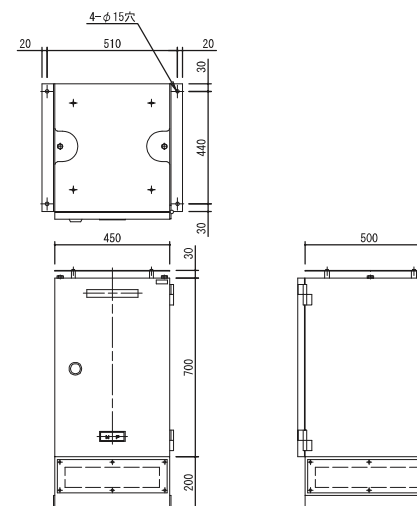
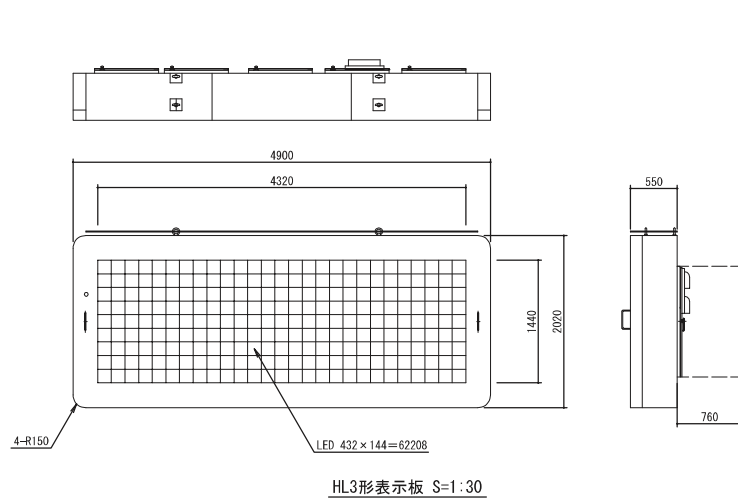
工事名	R8 東京国道管内 道路情報表示設備設置工事		
図面名	(東小松川) 情報板装柱図		
年月日	令和 8 年 6 月		
尺度	1/60	図面番号	18 の 15
会社名			
事務所名	関東地方整備局 東京国道事務所		

(東小松川)情報板機器撤去図 S=NON



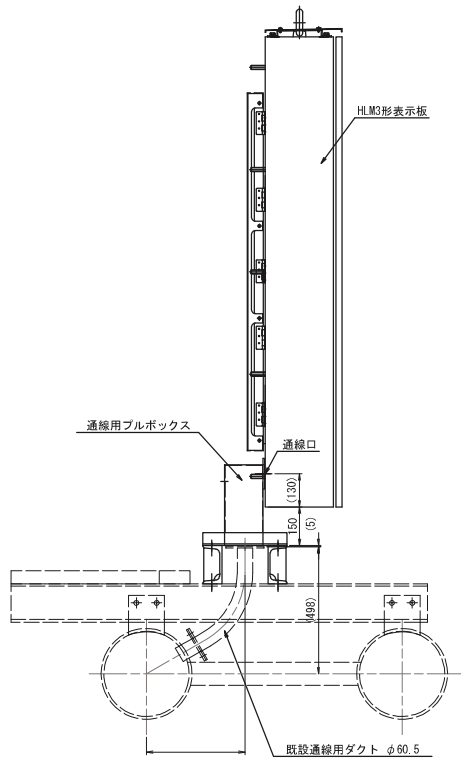
工事名	R 8 東京都道管内 道路情報表示設備設置工事		
図面名	(東小松川)情報板機器撤去図		
年月日	令和 8 年 6 月		
尺度	NON	図面番号	18 の 16
会社名			
事務所名	関東地方整備局 東京国道事務所		

(白金・東向島・東小松川)表示板・機側操作盤・耐雷変圧器外形図 (撤去)

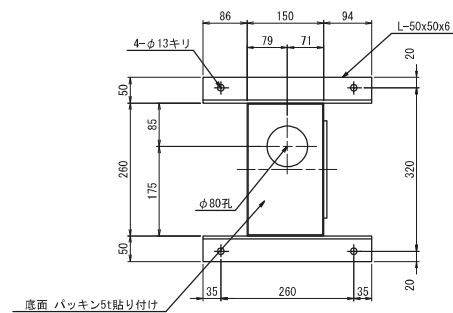
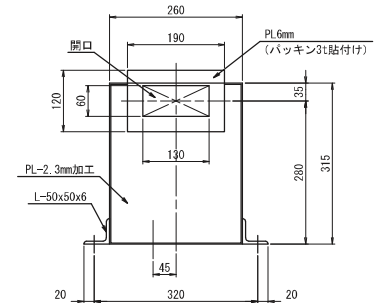
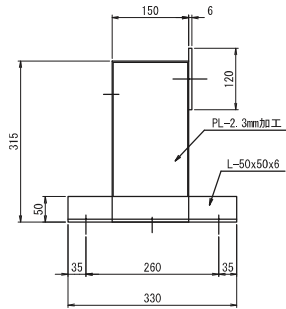
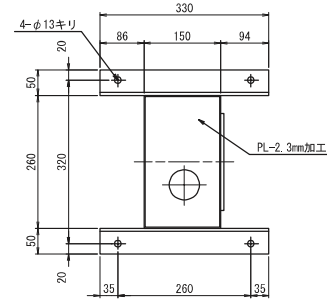
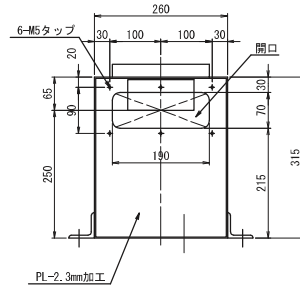
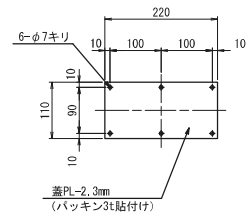


工事名	R 8 東京都道管内 道路情報表示設備設置工事		
図面名	(白金・東向島・東小松川)表示板・機側操作盤・耐雷変圧器外形図 (撤去)		
年月日	令和 8 年 6 月		
尺度	図 示	図面番号	18 の 17
会社名			
事務所名	関東地方整備局 東京国道事務所		

(白金・東向島・東小松川)情報板プルボックス詳細図 (撤去) S=1/5



通線用プルボックス取付詳細図
S=1:10



通線用プルボックス詳細図

数量表

品番	材 料	寸 法	単位	個数	重量 (kg)	備 考
1	SS400	2.3t 260x315	18.055	2	2.96	通線用 プルボックス
2	SS400	2.3t 150x315	18.055	2	1.71	
3	SS400	2.3t 150x260	18.055	2	1.41	
4	SS400	6t 190x120	47.1	1	1.07	
5	SS400	2.3t 220x110	18.055	1	0.44	
6	SS400	L=50x56 - 330	4.43	2	2.92	
				小計	10.51	kg

工事名	R8 東京国道管内 道路情報表示設備設置工事		
図面名	(白金・東向島・東小松川)情報板 ブルボックス詳細図 (減五)		
年月日	令和 8 年 6 月		
尺度	図 示	図面番号	18 の 18
会社名			
事務所名	関東地方整備局 東京国道事務所		